

令和元年

笛吹市議会
第2回定例会会議録

令和元年6月14日 開会

令和元年7月 3日 閉会

山梨県笛吹市議会

笛吹市告示第100号

令和元年笛吹市議会第2回定例会を次のとおり招集する。

令和元年6月7日

笛吹市長 山下政樹

1. 期 日 令和元年6月14日 午後 1時30分

2. 場 所 笛吹市役所議場

○ 応招・不応招議員

応招議員（19名）

1番	河 阪 昌 則	2番	武 川 則 幸
3番	河 野 智 子	4番	保 坂 利 定
5番	神 澤 敏 美	6番	古 屋 始 芳
7番	神 宮 司 正 人	8番	岩 沢 正 敏
9番	荻 野 謙 一	10番	北 嶋 恒 男
11番	野 澤 今 朝 幸	12番	海 野 利 比 古
14番	渡 辺 清 美	16番	小 林 始
17番	前 島 敏 彦	18番	渡 辺 正 秀
19番	川 村 恵 子	20番	中 川 秀 哉
21番	中 村 正 彦		

不応招議員（ な し ）

令和元年

笛吹市議会第2回定例会

6月14日

令和元年笛吹市議会第2回定例会

1. 議事日程(第1号)

令和元年6月14日
午後 1時30分開議
於 議 場

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議会関係諸般の報告
- 日程第 4 市長行政報告並びに提出議案要旨説明
- 日程第 5 報告第3号 平成30年度笛吹市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 6 報告第4号 平成30年度笛吹市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第 7 報告第5号 平成30年度笛吹市境川観光交流センター特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 8 報告第6号 平成30年度笛吹市水道事業会計繰越計算書の報告について
- 日程第 9 報告第7号 平成30年度笛吹市公共下水道事業会計繰越計算書の報告について
- 日程第10 承認第1号 笛吹市税条例等の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて
- 日程第11 承認第2号 笛吹市都市計画税条例の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて
- 日程第12 承認第3号 笛吹市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分の承認を求めることについて
- 日程第13 議案第46号 笛吹市森林経営管理基金条例の制定について
- 日程第14 議案第47号 笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第48号 笛吹市職員給与条例の一部改正について
- 日程第16 議案第49号 笛吹市特別会計条例の一部改正について
- 日程第17 議案第50号 笛吹市健康増進施設条例及び笛吹市みさかふれあい交流センター条例の一部改正について
- 日程第18 議案第51号 笛吹市水道法施行条例の一部改正について
- 日程第19 議案第52号 笛吹市学校給食センター条例の一部改正について
- 日程第20 議案第53号 笛吹市消防手数料条例の一部改正について
- 日程第21 議案第54号 笛吹市火災予防条例の一部改正について
- 日程第22 議案第55号 令和元年度笛吹市一般会計補正予算(第1号)について

- 日程第23 議案第56号 令和元年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
について
- 日程第24 議案第57号 令和元年度笛吹市介護保険特別会計補正予算（第1号）につ
いて
- 日程第25 議案第58号 令和元年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
について
- 日程第26 議案第59号 令和元年度笛吹市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第27 議案第60号 令和元年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）に
ついて
- 日程第28 議案第61号 令和元年度笛吹市森林経営管理特別会計予算について
- 日程第29 議案第62号 動産の取得について（災害対応特殊救急自動車等購入）
- 日程第30 議案第63号 市道廃止について
- 日程第31 議案第64号 市道認定について

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	河 阪 昌 則	2番	武 川 則 幸
3番	河 野 智 子	4番	保 坂 利 定
5番	神 澤 敏 美	6番	古 屋 始 芳
7番	神 宮 司 正 人	8番	岩 沢 正 敏
9番	荻 野 謙 一	10番	北 嶋 恒 男
11番	野 澤 今 朝 幸	12番	海 野 利 比 古
14番	渡 辺 清 美	16番	小 林 始
17番	前 島 敏 彦	19番	川 村 惠 子
20番	中 川 秀 哉	21番	中 村 正 彦

3. 欠席議員

18番 渡 辺 正 秀

4. 会議録署名議員

5番 神 澤 敏 美 6番 古 屋 始 芳

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	雨 宮 寿 男
教 育 長	小 澤 紀 元	総 務 部 長	須 田 徹
総合政策部長	深 澤 和 仁	会 計 管 理 者	石 原 和 加 子
市民環境部長	雨 宮 昭 夫	保 健 福 祉 部 長	飯 島 尚 美
福祉事務所長	赤 尾 好 彦	産 業 観 光 部 長	小 宮 山 和 人
建 設 部 長	標 博 司	公 営 企 業 部 長	須 田 富 士 男
教 育 部 長	宇 佐 美 正 博	総 務 課 長	雨 宮 和 博
政 策 課 長	西 海 好 治	財 政 課 長	返 田 典 雄
消 防 長	福 嶋 一 仁	代 表 監 査 委 員	横 山 祥 子
農業委員会会長	赤 岡 勝 廣		

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名（3名）

議会事務局長	青 山 好 英
議 会 書 記	霜 村 直 人
議 会 書 記	横 山 慶

○議長（中村正彦君）

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年笛吹市議会第2回定例会を開会いたします。

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

令和元年笛吹市議会第2回定例会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には日頃より市政の運営にご理解とご協力をいただいておりますことをまずもって御礼を申し上げます。

元号も平成から令和に代わり、新たな時代への第一歩を踏み出したところであり、令和時代も少子高齢化による人口減少問題やさまざまな課題が山積みしておりますが、笛吹市の発展のために議会の責務を果たし、市民の皆さまとともに汗を流してまいり所存であります。

また先週8日の土曜日には稲山ホテル銀河の会によるホテルまつりが開催され、地元議員、建設経済常任委員の皆さん、副議長、私も参加しましたが、おおよそ300名を超える多くの方々がホテルを鑑賞に訪れました。

さて、今議会には市長より報告案件5件、承認案件3件、条例案および予算案等が提案されます。

会期中、格別のご精励を承り慎重にご審議をいただきますようお願いを申し上げます。開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたのでご報告申し上げます。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、また騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

本日の会議を開きます。

なお現在、夏季の軽装の取り組みが行われております。

本日の会議においても議場内での上着の着用は個人の判断に委ねます。

ついては、質問者および答弁者は上着を脱いでも結構であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（中村正彦君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第79条の規定により

議席第5番 神澤敏美君および

議席第6番 古屋始芳君

の両名を会議録署名議員に指名をいたします。

○議長（中村正彦君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から7月3日までの20日間としたいと思います。

これに異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から7月3日までの20日間と決定いたしました。

○議長（中村正彦君）

日程第3 「議会関係諸般の報告」を行います。

報告事項を申し上げます。

本日、渡辺正秀君より欠席届が提出され、これを受理しましたので報告いたします。

次に本日までに受理した請願はお手元にお配りした請願文書表のとおり、総務常任委員会および教育厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、監査委員から平成31年1月分から平成31年4月分の例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に配布してあります報告書により、ご了承をお願いいたします。

次に地方自治法第121条の規定により、市長ならびに行政委員会の長および委員に出席を求めたところ、お手元の名簿のとおり説明員の出席の通知がありました。

なお、議会関係の出席状況については、お手元に配布した活動報告のとおりであります。

○議長（中村正彦君）

日程第4 市長より行政報告ならびに日程第5 報告第3号から日程第31 議案第64号までを一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

令和元年笛吹市議会第2回定例会の開会に当たり、提出した案件につきまして、その概要をご説明申し上げますとともに、前回定例会以降の行政運営の状況について申し述べ、議員各位ならびに市民の皆さまにご理解を賜りたいと存じます。

はじめに、「日本遺産の構成要素としての追加認定」についてであります。

文化庁から、日本遺産に認定されている、山梨県と長野県に広がる縄文時代の遺跡群である「星降る中部高地の縄文世界」に、笛吹市が所有する土偶4点が構成要素として追加認定され、公開用の認定プレートが交付されました。

これらの土偶は、春日居郷土館において、常設展示にて公開しておりますので、多くの方々にご覧いただきたいと考えます。

次に、石和学校給食センターの竣工についてであります。

平成27年度から進めてまいりました、石和地区小学校の給食センター建設事業は、平成31年3月20日に工事が完了し、同月28日に学校、議会および地域の関係者をお招きし、竣工式を行いました。

現在は、2学期からの稼働に向けて、備品の整備や各小学校の既存の調理場を配膳室として改修するなど、準備を進めております。

次に、災害時における支援協力に関する協定についてであります。

災害発生時の医療救護活動を円滑に実施するため、3月28日に笛吹地区歯科医師会、笛吹市薬剤師会と、それぞれに医療救護に関する協定を締結いたしました。

また、4月11日には、笛吹農業協同組合と災害時の火葬資機材等の供給、遺体安置、物資集積および荷さばき資機材の提供について、協定を締結いたしました。

さらに、5月8日には、株式会社「秋山」と災害時の火葬資機材等の供給、遺体安置等の協力に関する協定を締結したところであります。

今後も引き続き、官民が協力して、災害に対する備えを強化してまいります。

次に、石和第三保育所の完全民営化についてであります。

名称を「石和東こども園」に改め、4月から民間保育所としての運営がスタートいたしました。完全民営化から2カ月が経過し、園への聞き取りを行い、順調に保育所が運営されていることを確認しております。

次に、桃源郷春まつりについてであります。

平成31年の笛吹市桃源郷春まつりは、3月24日の「境川ミズバショウ春まつり」から始まり、市内各地でさまざまなイベントが開催されました。

今年は桜、桃の開花直後に気温の低い日が続いたため、花を楽しめる期間が長く続き、各イベントにおいて、例年を上回る皆さまにお楽しみいただいたところであります。

特に、昨年好評であった「桃源郷を歩こう2019」を御坂、春日居の2会場に拡大し、ピンク色に彩られた春爛漫の桃源郷を堪能していただきました。

また、笛吹市桃源郷春まつりのメイン会場である「八代ふるさと公園」でも、期間中、大勢のお客さまをお迎えすることができました。

次に、全国ゲートボール大会および笛吹市桃の里マラソン大会についてであります。

4月3日、4日の2日間、花鳥の里スポーツ広場において、第15回全国ゲートボール大会が開催され、県内外から95チーム、530人の選手にご参加いただき、熱気あふれる大会となりました。

また、4月14日には、第15回桃の里マラソン大会が2,867人の参加のもと開催されました。ゲストランナーとして、北京オリンピック女子5千メートル代表の小林祐梨子さんをお迎えし、大会を盛り上げていただきました。

次に、笛吹市植樹祭についてであります。

4月25日に境川町大黒坂地内において、第12回笛吹市植樹祭を開催しました。植樹祭では、市議会議員の皆さまほか関係者約200人にご参加いただき、春日山恩賜県有林内の1ヘクタールのエリアに、山桜、モミジ、コブシの苗木、約1千本を植樹していただきました。

当日は、境川小学校および御坂東小学校の「緑の少年・少女隊」の児童100人が加わり、緑化推進にご協力をいただきました。

次に、降雹被害についてであります。

5月4日、午後2時頃、不安定な大気の影響により、八代町、御坂町、一宮町など広範囲にわたり、約10分から15分間の降雹があり、農作物に大きな被害が発生しました。

翌日には、笛吹市議会、JAふえふき、峡東農務事務所、市担当者で被害状況調査を行った

ところ、ブドウについては、15センチメートルほど芽吹いた「つる」の先端、葉および房に裂傷が見受けられ、モモについても葉の裂傷、指先ほどに成長した小さな実に雹が当たった跡が確認されました。

また、ナスやもろこしなどの野菜についても、葉の裂傷、苗が倒れるなどの被害があり、今後の果樹等の生育や収穫量の減少が心配される状況であります。

被害農家への支援につきましては、5月8日に「JAふえふき」から市に対して提出された要望書に基づき、県の支援をいただきながら、被害を受けた果樹の適切な処理に必要な薬剤費用の補助などを6月補正に計上させていただき、対応してまいります。

さらに一昨日にも市内の一部地域において雹が降り、農作物に被害が出たとの報告が寄せられ、現在、被害状況について農協と協力し調査を行っております。

被害状況がまとまり次第、対応策について検討を行います。

次に、女子アイスホッケー日本代表 小山玲弥選手の表敬訪問についてであります。

石和町の向田区出身の小山選手は、5歳からアイスホッケーを始め、現在は、女子日本アイスホッケーリーグ6連覇中のSEIBUプリンセスラビッツに所属し、平成31年4月にフィンランドで開催された世界選手権に日本代表「スマイルジャパン」の一員として出場されました。

5月28日の表敬訪問の際には、世界選手権の結果報告と今後のオリンピック出場への夢を聞かせていただきました。世界の舞台での更なるご活躍を期待し、小山選手を応援してまいります。

次に、「新しい入札方式の導入について」であります。

昨年度、相次いで発覚した市発注の下水道工事入札および水道工事入札に関わる価格漏えい事件を受け、再発防止策の検討を重ねてまいりました。

また、市議会におかれましても「工事入札価格漏えいに伴う議会調査会」を設置、工事入札の適正化のためにご協議いただき、その結果を頂戴したところであります。これらを重ね合わせ、工事入札の適正化について、取り組んでいるところであります。

取り組みの1つとして、6月の入札案件から、これまでの最低制限価格に、無作為に発生させた係数、いわゆるランダム係数を乗ずることで、開札直前まで最低制限価格が誰にも分からない方式に変更いたしました。

この方式により最低制限価格の秘匿性を高め、事前に探ろうとする不正行為を防止します。6月4日に行いました入札については、トラブルもなく円滑に実施されたところであります。

次に、広告付き番号案内表示機の導入についてであります。

戸籍住民課の窓口業務効率化のため、本年7月からの広告付き番号案内表示機の導入に向けて、現在、準備を進めております。

番号案内表示機の導入により、番号券を発券して受付を行い、窓口の混雑時であっても、市民の皆さまには座って順番をお待ちいただくことができます。

また、広告モニターに各種広告、行政情報を表示できることから、新たな広告媒体として市民の皆さまに情報をお伝えできるものと考えております。

最後に、タイ王国ウエイトリフティング協会のオリンピック出場辞退に伴う対応についてであります。

タイ王国ウエイトリフティング協会から「選手のドーピング疑惑に対する真相究明に取り組

むため、東京オリンピックを含めた国際大会への出場を自粛し、今年予定していた本市での事前合宿を中止する」との通知を4月19日に受けたところであります。オリンピック出場自粛の発表は誠に残念ですが、タイ王国との協力関係およびホストタウンについては、今後も継続し、オリンピック・パラリンピックを盛り上げてまいります。

続きまして、本日、提出いたしました案件につきまして概略をご説明申し上げます。

提出いたしました案件は予算繰越計算書に関する報告案件5件、専決処分の承認案件3件、条例案9件、補正予算案6件、特別会計当初予算案1件、その他議案3件、合わせて27案件であります。

はじめに、報告案件であります。

まず、予算繰越計算書に関する報告については、一般会計、境川観光交流センター特別会計、水道事業会計および公共下水道事業会計の繰越計算書について、地方自治法施行令および地方公営企業法の規定により、それぞれ議会に報告を行うものであります。

続きまして、承認案件についてであります。

条例改正3件につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、ご承認をお願い申し上げます。

いずれも緊急的な対応を必要としたものであり、議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分をいたしました。ご承認をお願いいたします。

続きまして、条例案であります。

笛吹市森林経営管理基金条例の制定については、森林環境譲与税の創設に伴い、市内の森林の整備及び管理に必要な事業の費用の財源に充てるための基金を設置するため、条例を制定するものであります。

次に、笛吹市職員給与条例の一部改正については、保健福祉部内における福祉事務所長の位置づけを明確にするため、行政職給料表級別基準職務表を見直し、条例の一部改正を行うものであります。

次に、笛吹市特別会計条例の一部改正については、市内の森林整備及び管理に必要な事業の費用の財源として、新たに森林環境譲与税が創設されたことに伴い、一般会計とは別に会計を設けることとしたため、条例の一部を改正するものであります。

次に、笛吹市健康増進施設条例及び笛吹市みさかふれあい交流センター条例の一部改正については、消費税率及び地方消費税率が引き上げられることに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、笛吹市学校給食センター条例の一部改正については、石和地区の小学校の各調理場を統合し、新たに学校給食センターを設置することに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、笛吹市火災予防条例の一部改正については、重大な違反のある防火対象物の違反内容を公表することにより火災被害の軽減、消防用設備等の適正な設置及び維持管理を図るため、条例の一部を改正するものであります。

また、その他条例改正3件につきましては、いずれも関係上位法令等の改正に伴うものであります。

続きまして、補正予算案であります。

はじめに、令和元年度笛吹市一般会計補正予算（第1号）については、既定の予算額に歳入

歳出それぞれ10億5,463万円を追加し、総額を318億4,644万円とするものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金1億3千万円、県支出金8億5,519万円および市債4,040万円をそれぞれ追加するものであります。

次に、歳出の主なものは、農業近代化施設整備事業に8億6,368万円の追加、これは笛吹農業協同組合が御坂地区に建設する統合共選所に補助するものであります。

また、プレミアム付き商品券事業に9,723万円の追加、八千蔵地域等整備事業に4,781万円の追加を行うものであります。このほか、先般の降雹被害を受け、降雹被害対策事業として666万円を追加するものであります。

続きまして、特別会計の補正予算案は、国民健康保険特別会計をはじめ3会計につきまして、総額537万円を減額するものであります。

続きまして、公営企業会計の補正予算案は、水道事業会計の収益勘定に1,189万円、資本勘定に4,062万円をそれぞれ追加するものであります。

次に、公共下水道事業会計の収益勘定に1,270万円を減額、資本勘定に73万円を追加するものであります。

続きまして、令和元年度笛吹市森林経営管理特別会計予算については、本年度より森林環境譲与税及び森林経営管理制度が創設されたことに伴い、新たに森林経営管理特別会計を設けました。

森林環境譲与税を財源として、歳入歳出620万円を計上するものであります。

いずれの案件につきましても、その末尾に提案理由を付記しておりますので、詳しくは、それによりましてご確認をお願いいたします。

以上、今定例会に上程いたしました案件につきまして、提案理由をご説明させていただきました。

よろしくご審議の上、ご承認・ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村正彦君）

市長の説明が終わりました。

○議長（中村正彦君）

これより日程第5 報告第3号から日程第9 報告第7号を一括議題といたします。

本件については、議案書にありますとおり一般会計および境川観光交流センター特別会計、ならびに水道事業会計および公共下水道事業会計の繰越計算書について、地方自治法施行令および地方公営企業法の規定に基づく報告でありますので、ご了承をお願いいたします。

○議長（中村正彦君）

次に日程第10 承認第1号から日程第12 承認第3号までを一括議題とし、質疑を行います。

質疑はありますか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっており承認第1号から承認第3号までについては、会議規則第36条

第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、承認第1号から承認第3号までは委員会への付託を省略することに決定しました。

これより承認第1号から承認第3号までについて、それぞれ討論・採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

承認第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これより承認第1号の採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決しました。

承認第2号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これより承認第2号の採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決しました。

承認第3号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これより承認第3号の採決を行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、本日の議事はすべて終了いたします。

お諮りいたします。

明日6月15日から6月23日までは、議案調査のため休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、明日6月15日から6月23日までは休会とすることに決定いたしました。

次の本会議は6月24日、午前10時から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時08分

令和元年

笛吹市議会第2回定例会

6月24日

令和元年笛吹市議会第2回定例会

1. 議事日程(第2号)

令和元年6月24日
午前10時00分開議
於 議 場

- 日程第 1 市長提出議案 議案第46号—議案第64号(一括上程)上程議案に対する
質疑
日程第 2 市政一般についての質問(一般質問)
日程第 3 議案第65号 令和元年度笛吹市一般会計補正予算(第2号)について

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	河 阪 昌 則	2番	武 川 則 幸
3番	河 野 智 子	4番	保 坂 利 定
5番	神 澤 敏 美	6番	古 屋 始 芳
7番	神 宮 司 正 人	8番	岩 沢 正 敏
9番	荻 野 謙 一	10番	北 嶋 恒 男
11番	野 澤 今 朝 幸	12番	海 野 利 比 古
14番	渡 辺 清 美	16番	小 林 始
17番	前 島 敏 彦	19番	川 村 惠 子
20番	中 川 秀 哉	21番	中 村 正 彦

3. 欠席議員

18番 渡 辺 正 秀

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	雨 宮 寿 男
教 育 長	小 澤 紀 元	総 務 部 長	須 田 徹
総合政策部長	深 澤 和 仁	会 計 管 理 者	石 原 和 加 子
市民環境部長	雨 宮 昭 夫	保 健 福 祉 部 長	飯 島 尚 美
福祉事務所長	赤 尾 好 彦	産 業 観 光 部 長	小 宮 山 和 人
建 設 部 長	標 博 司	公 営 企 業 部 長	須 田 富 士 男
教 育 部 長	宇 佐 美 正 博	総 務 課 長	雨 宮 和 博
政 策 課 長	西 海 好 治	財 政 課 長	返 田 典 雄
消 防 長	福 嶋 一 仁	代 表 監 査 委 員	横 山 祥 子
農業委員会会長	赤 岡 勝 廣		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	青 山 好 英
議 会 書 記	霜 村 直 人
議 会 書 記	横 山 慶

○議長（中村正彦君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静粛に願います。

なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法の規定により退場を命じますので念のため申し添えます。

本日の会議においても、議場内での上着の着用は個人の判断に委ねます。については質問者および答弁者は上着を脱いで構いません。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

報告事項を申し上げます。

本日、渡辺正秀君より欠席届が提出されましたので、これを受理しましたので報告いたします。

○議長（中村正彦君）

日程第1 「市長提出議案第46号から議案第64号までを一括議題とし、上程議案に対する質疑」および日程第2 「市政一般についての一般質問」を行います。

通告順位7番、議席番号18番、渡辺正秀君から一般質問の通告がありましたが、本日、欠席届が提出されたため、笛吹市議会会議規則第50条第4項の規定に基づき、渡辺正秀君の一般質問は行いません。

今定例会へは7名から13問の通告がありました。

質疑および質問は、配布しました議案に対する質疑および一般質問一覧の順番のとおりに行います。

申し合わせ事項を順守され、簡単明瞭に願います。

なお、当局の答弁も簡明率直にされまして議事進行にご協力をお願いいたします。

質疑および質問時間については、1人15分以内といたします。

関連質疑および質問については、申し合わせのとおり同一会派のみ5分間とし、通告者の質疑および質問がすべて終了した後となりますので、ご承知をお願いいたします。

それでは通告に従い、渡辺清美君の質疑および質問を許可いたします。

14番、渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

公明党の渡辺清美です。

議長の許可をいただきましたので2点、質問させていただきます。

はじめに、農業問題についてお伺いいたします。

安全性に優れ、高品質なわが国の農産物は、世界的にも評価が高いです。しかし農家の高齢化、また自然災害、担い手不足は著しく、農家の土台は大きく揺らいでいるのが現状であります。こうした課題の克服策に取り組む必要性は大きく、急務であります。

まず、自然災害についてですが、5月4日の降雹被害の現時点での被害面積と自然災害や農作物の価格下落時に、農家の収入源を補う収入保険制度の創設がありましたが、この加入状況についてお伺いいたします。

次に、スマート農業でより魅力ある成長産業への転換を促すべきと考えます。生産性を高め、技術革新によるスマート農業への導入に期待が寄せられております。5月11日と12日に、新潟市で開かれた20カ国・地域農村会合では、世界人口の増加に伴う方針が示されました。その1つが、人工知能やロボットなどの先端技術を使って農業に活用するスマート農業の視点であります。

スマート農業の生産性、また高品質をはじめ省力化、技能の円滑な継承といったところが期待をされております。

すでに、作業時間を大幅に減らす自動走行トラクターや、従来の半分の力で荷物を持ち上げられる農業用アシストスーツなどの製作が急速に進んでいます。しかし、導入の効果が見通しづらいという意見も少なくありません。

政府は今年度各地の生産現場における実証事業に取り組みました。

そこでお伺いいたします。

地域によってスマート農業の活用の仕方は千差万別です。多様な技術に精通し、使いこなせるだけの力を、やはり農業の分野において、それは地域の農業振興においても不可欠であると考えますが、この点につきまして、当局の御所見をお聞かせください。

次に、農業と福祉の連携についてですが、障がいや難病などによって、一般企業での勤務が難しい場合、一定の支援を受けながら、継続して働くことができる就農継続支援A型事業所があります。ただ、賃金は全国平均約6万8千円と低いものです。こうした中、社会福祉法人と農業者が連携し、障がい者や高齢者など、農業分野での就労を支援する農福連携のメリットに注目が集まっております。

農作業は、障がい者の状況に応じて仕事をつくりやすい上、障がい者への収入アップも望めます。実際に、平均賃金が月額11万円のところもあります。

農業側にとっては、高齢化や担い手不足などによる、労働力を確保でき、そして生産拡大につなげることができます。丁寧に作業をするといった農業者の特徴がより良い農産物づくりに役立つケースも多くあります。農福連携は福祉と農業操法のニーズを満たす試みともいえます。

農水省は社会福祉法人などによる福祉農援の整備や、また障がい者への研修支援などを行っており、厚生労働省とともに引き続き農福連携を推進する方針です。

高齢化や、担い手不足が深刻な中、労働力を確保でき、生産性を高めることができ、誰もが能力を発揮でき、生き生きと暮らせる共生社会の実現へ、農福連携の持つ可能性は大きいと考えますが農業と福祉の連携について当局のご所見をお伺いいたします。

次に、外国人の雇用促進により労働力不足が深刻な農業分野で期待が大きく寄せられております。地域の理解や啓発など、外国人労働者の受け入れに向けての支援としての本市の取り組みをお伺いいたします。併せてお伺いいたします。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

小宮山産業観光部長。

○産業観光部長（小宮山和人君）

渡辺清美議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、降雹被害の面積および収入保険の加入状況についてです。

降雹被害については、6月12日現在において、市内2JAからの集計によると、ブドウ96.96ヘクタール、モモ230.65ヘクタール、スモモ8.41ヘクタール、野菜等は3.14ヘクタールの圃場で被害がありました。

また、収入保険の市内の加入状況は、平成31年3月31日現在、88人、加入面積は8,536アールであり、本制度の加入要件とされている青色申告者は、市内農業者において推定で2,025人おり、それに対する加入率は4.3%です。

次に、スマート農業導入についてです。

スマート農業は、担い手不足の解消や作業負担軽減のため、大いに期待できるものと考えます。

スマート農業の導入については、本市の果樹を中心とした営農状況を考えた場合、導入コストおよび高齢化が進む中での、技術取得のための人材育成などが、大きな課題と考えます。

今後、技術・研究開発の状況を確認する中、県、JAと最新情報を共有しながら、農家への情報提供を行います。

次に、農業と福祉の連携についてです。

農福連携については、農業分野の担い手不足解消に結びつくほか、障がい者や生活困窮者の雇用や高齢者の生きがいの創出が期待されるため、必要な取り組みと考えます。

次に、外国人労働者の受け入れに向けた支援についてです。

平成30年12月に成立した出入国管理法改正に伴い、外国人労働者の受け入れがよりしやすくなりました。現在は、制度の基本方針や受け入れ見込み数を掲げた運用方針が、国により決定された段階であり、これから、これらの方針に基づき、具体的な制度が確立されてくるものと思われま

市としましては、今後の国の動きを注視し、相談窓口の開設など、生活者としての外国人に対して、地域の中で暮らしやすい社会づくりのための研究を進めていきます。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。収入保険についてですが、まだやはり始まったばかりのこともありまして、加入率が大変低いと感じます本市において、今後の取り組み、頑張っていただきたいと思いますが、何かありましたらお願いいたします。

○議長（中村正彦君）

小宮山産業観光部長。

○産業観光部長（小宮山和人君）

再質問にお答えいたします。

収入保険加入促進につきましては、これまでも農家が果樹共済に加入する場合において、10アール当たり1千円の加入補助を行ってきたところでございます。

今年からスタートした収入保険につきましても、果樹共済と同様に令和元年度の当初予算において10アール当たり1千円の加入時の補助を計上してございます。

この取り組みにつきましては、本市独自のものであり、市の広報誌やホームページ、さらには農協のJAだよりなどにも掲載させていただきまして、農家への周知を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。それでは、2点目に移ります。自転車保険加入の促進について、お伺いいたします。

環境にやさしい交通手段で、身近で気軽な乗り物として、多くの人々に利用されている自転車の普及台数は約7,200万台で、自動車とほぼ匹敵するほどの多くあります。このために、歩行者や他の自転車を巻き込んだ事件が一向に減ることはありません。

そこで、万が一の場合の事態を想定して、備えていくことが必要であります。

また、自転車保険条例の制定が自治体に広がる動きがあります。そのことも踏まえ、国は今年1月に国土交通省内に自転車事故による損害賠償のあり方を協議する有識者検討会を発足させました。

事故を起こした自転車の運転者の約4割が20歳未満であることから、保護者の加入の必要性も指摘されています。自転車がかかわる事故は、総数的には減少しているものの、自転車対歩行者に限ると、年間約2,500件で横ばいが続いています。

近年は、歩行中の女性をはねて重傷を負わせた小学生の親に裁判所が約9,500万円の支払いを命じるなど、高額賠償の判決が相次いでいます。ところが、保険への加入は十分に進んでいないのが現状です。

2017年に、歩行者が死亡、または重傷を負った自転車事故のうち、保険に入っていた加害者は6割に留まっています。自転車保険は、加入した保険の種類によって保証額は異なるものの、年間数千円の保険料で、最大1億円程度の個人賠償、責任保証が主流です。低額な費用で手厚い補償を受けられるのが、得られるのが特徴です。

しかし、保険に未加入だったために、高額な賠償金を支払えずと、今度はこちらの被害者になった方々は十分な補償を受けられずに、泣き寝入りするしかありません。

このため、住民に自転車保険の加入を勧める自治体が増えております。いずれの自治体も通学、通勤などを含む、自転車を利用するすべての人が対象です。

また、自転車販売店や、レンタル店に対しても、購入者や利用者が、自転車の保険に加入しているかどうか確認し、自転車保険の加入を勧めるよう協力を求めています。

そこでお伺いいたします。

1として、自転車事故対策と、その周知についてはどのように取り組んでいるのかお尋ねいたします。

2として、安全教育についてはどのように取り組んでいるのかお聞かせください。

3として、住民の自転車保険の加入状況とその周知、促進の取り組みをお伺いいたします。

4として、自転車保険加入義務化や促進を徹底させる、そういった条例の制定している自治体が広がりを見せておりますが、どのように認識しておられるのか、お伺いいたします。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮昭夫君）

渡辺清美議員の一般質問にお答えします。

まず、自転車事故対策とその周知、安全教育についてです。

毎年、笛吹警察署、交通関係団体に御協力をいただき、小学校中学年を対象に、自転車の交通ルールとマナー、自転車の正しい乗り方の習熟を目的として、金川の森サイクルコースにおいて、自転車教室を実施しています。また、夏休みに地区の公民館に出向き、交通安全ビデオの視聴や自転車の点検と停止方法の実地指導を行っています。

また、専門交通指導員による市内巡回下校指導を行い、自転車運転のルール、マナー等を中学生・高校生に直接指導を行っています。

次に、自転車保険加入状況とその周知促進の取り組みについてです。

市民の自転車保険の加入状況について、把握することは困難ですが、保険会社の調査によりますと、山梨県における加入状況は、54.5%と推計されています。

周知につきましては、中学校、高等学校の入学時に、加入案内を行っているほか、警察署や関係機関などと連携し、TSマーク制度や各保険会社の対人傷害保険加入の必要性を啓発していきます。併せて、市としましては、今後も悲惨な自転車事故を1件でも減らせるよう、安全キャンペーンとして、チラシ配布や広報・ホームページへの掲載など積極的に取り組むとともに、自転車保険加入についても広く呼びかけていきます。

次に、自転車保険の義務化、条例制定についてです。

県内で、義務化に関する条例を制定した自治体はありませんが、条例制定の必要性や他の自治体の動向を踏まえ、研究していきたいと考えています。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。自転車のほうの専用に通る専用帯、そういったのを設置しているところもあります。例えば二重線で带状に赤い線で二重線を引きまして、両方に、そして自転車専用帯ということ標識を掲げて、なおかつ白い字でもって自転車専用って書くような、そういったところを増やしておかないと、どこを歩いていいかということで、歩行者との区別もありますし、そのことを今まで、何年か前に通学路の安全点検なども行いましたけれども、やはり危険箇所、道幅が狭い、歩行者が通るところもあまりないところもあります。そういった

ところを自転車で通学しなければならない、通勤しなければならない、また休みのときには、子どもさんたちがあそこで通って遊ぶ、そういったことも考えると、やはり通行帯というのは、非常に果たす役割が多いと思います。

また、何年か前になりましたけれども、そういった道路の結果が出ておりますので、そこを利用しながら、いち早く、やはり通行帯、標識と、そして白線までしっかり整えていただく、そして笛吹市民の皆さま方が、自転車事故を起こさないような、そういった環境の整備の必要性を感じますが、これらに対して、ご意見をお聞かせください。

○議長（中村正彦君）

答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮昭夫君）

自転車通行帯の設置につきましては、すでに通行帯の設置をされている道路もあるわけですが、いかにしても道路にかかわる部分でございまして、多方面にかかわるということでございます。その方面に相談をしながら、設置について研究していきたいと考えます。よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（中村正彦君）

渡辺清美君。

○14番議員（渡辺清美君）

ありがとうございました。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中村正彦君）

以上で、渡辺清美君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

次に、古屋始芳君の質疑および質問を許可いたします。

6番、古屋始芳君。

○6番議員（古屋始芳君）

笛政クラブの古屋始芳です。

議長の許可をいただきましたから、通告に従いまして一般質問をしたいと思ひます。

元号が平成から令和に代わり、はじめての定例会で、私も誠和から笛政に会派を代わっての一般質問をすることになりました。よろしくお願ひします。

先日、私たちの同僚でありました、大久保、志村、同君の県議会での一般質問を拝見しました。2人とも、市議会での経験を生かし、立派に知事や当局に対し、質問を行っていました。今後の2人の活躍を大いに期待したいところでございます。私も2人に負けないよう、これからも頑張りたいと思ひます。

それでは、質問に移ります。

工事価格漏洩事件の再発防止および改善策について伺ひます。

工事価格漏洩事件のような重大な事件の再発防止の対策の必要性や、それに関連して、再発

防止には昇任試験・試用期間の取り扱い、職員研修の改善などの必要性があると考えられます。また、入札における最低制限価格の取り扱いとランダム係数の導入の効果について、以下質問いたします。

はじめに、昇任試験の見直しについて。

昨年度、相次いで発覚した市発注の下水道工事入札および水道工事入札に関わる価格漏洩事件は記憶に新しいところでございます。私は、事件の当事者が課長職であったことに大きなショックを受けました。これは私ばかりでなく、市の職員、または多くの市民も同じようなことを感じたと思います。

市は、その職に見合った知識、能力、人格を有する職員と登用するために、いわゆる昇任試験を実施し、その合格者の中から昇任する職員を選抜していると理解しております。

それにもかかわらず課長職にあった職員が2人も事件の当事者であったことは、昇任試験に何らかの不備があったのではないかと疑念を持たざるを得ません。

市では、第4次笛吹市定員適正化計画で、令和4年4月1日時点で、総職員数の目標値を575人とし、現状から累計で約20名の削減を目標としております。限られた職員数で法令を遵守し全体の奉仕者として、しっかりとした倫理観を持って仕事をする職員を育てていかなければならないと思います。職員研修の内容も、法令遵守、監督者研修、リーダー研修など、職員倫理の向上に資するカリキュラムの受講を必須にすることも必要ではないでしょうか。そこで伺います。

昇任試験の内容は、どのようなものでしょうか。

また、事件当事者が課長職であったことを受けて、市では昇任試験の検証や見直しを行う予定はあるのでしょうか。

次に、公務員倫理研修は、採用から2年程度までの間に受講するケースがあるようですが、全階層対象の法令遵守研修を3年から5年程度ごとに必ず受講するようにしてはどうでしょうか。

次に、試用期間条件付採用の見直しについて。

地方公務員法第22条では、条件付採用および臨時的任用について「臨時的任用又は非常勤職員の任用の場合を除き、職員の採用は、すべて条件付のものとし、その職員がその職において6カ月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行した時に正式に採用するものとする。この場合において、人事委員会等は、条件付採用の期間を一年に至るまで延長することができる。」と定めております。学力試験のほか、集団討論や面接など、いくつもの選抜過程を経る採用試験に比べ、試用期間からの本採用となるハードルは低いように感じられます。また試用期間中という公務員としては、まだまっさらの時期に、特に高い倫理観を求められる公務員のあり方を徹底的に刷り込む必要があると思います。そこで伺います。

試用期間における評価方法は、どのようになっておるのでしょうか。

また、試用期間における公務員倫理確立の取り組みは、どのようなものでしょうか。

次に、試用期間の延長、評価方法および公務員倫理確立の取り組みの見直しについて、どう考えているのでしょうか。

次に、最低制限価格の運用の改善について。

市議会でも調査委員会を設置し入札制度の運用改善を提言してきました。去る5月28日の全員協議会で、今回、最低制限価格の算定にランダム係数を乗じて算出する方法に改善すると

の説明を受けました。そこで伺います。

ランダム係数の導入により、どのような効果があるのか。

また、最低制限価格基礎額にランダム係数を乗じる最低制限価格の算出方法は、再発防止策として機能し、情報漏洩だけでなく、例えばランダム係数の漏洩などの入札情報漏洩につながらないといえるか。

次に、運用改善によって、入札額はどのような傾向になると考えられるか。入札会ごとのランダム係数の結果から、傾向と対策が立てられるようになるといったことはあるのかお伺いします。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

須田総務部長。

○総務部長（須田徹君）

古屋始芳議員の一般質問にお答えいたします。

まず、昇任試験の見直しについてです。

昇任試験の内容について。

市では、技能労務職員を除く職員を対象に、毎年度昇任昇格試験を行っています。具体的には、2級主任、3級主査および4級副主幹への昇任対象者については、択一式の筆記試験を。5級主幹の試験では、択一式の筆記試験に加えて、職場における仮想事例への対応について解答するケーススタディといわれる論述試験を行っています。また、課長昇任試験では、このケーススタディ論述試験と面接試験を行っています。

いずれも、問題作成や面接官および採点を専門業者に委託しており、第三者による評価と、前年度の人事評価結果を反映する中で、職員の能力や適性を総合的に判断し、合格者を決定しています。

昇任試験の検証や見直しについて、本年3月末現在、県内の市町村のうち、主任昇任段階から試験を実施しているのは、本市を含めて2自治体のみです。

本市では、専門業者へ試験業務を委託し、第三者の視点を取り入れているほか、人事評価制度を活用するなど、その職員の資質を見極めるため、厳格に対応しているところです。

このことから、現時点では、課長昇任試験をはじめ、抜本的な昇任昇格試験の見直しは考えていませんが、昇任者に対して、接遇や法令遵守などの研修を必須化するなど、今後も公務員として、また、管理職としての自覚の醸成と資質の向上を図るための取り組みを進めてまいります。

法令遵守研修について。

今年度も、全職員を対象に法令遵守研修を実施する予定であり、昇任昇格者に対しては、それぞれの職階・職責に応じた、市町村職員研修所による階層研修の受講を必須としているところです。

今後も、職員の倫理意識の向上に努めるため、より効果的な研修を定期的に企画、開催していきます。

試用期間条件付採用の見直しについてです。

試用期間における評価方法について。

本市では、6カ月の期間到達時に、条件付採用職員について、市職員としての適性、職務の

遂行能力などを厳正に判断するため、職務に関する論文と面接カードを提出させた上で、所属長による人事評価を行っています。

さらに、その評価結果等を基に、総務部長と総務課長による個人面談を経て、正式採用の可否を決定しております。

試用期間における公務員倫理確立の取り組みについて。

新採用職員に対しては、条件付採用期間である9月末までに、公務員として必要な基礎知識や接遇、公務員倫理、法令などに関し、宿泊研修を含め、延べ10日間にわたる新任職員研修を実施していて、公務員としての資質の向上と倫理意識の確立に努めています。

また、日々の業務においても、上司や先輩から公務員として必要な能力や姿勢について、OJTといわれる職場内研修を受けているところです。

加えて、今年度も引続き朝礼時等に各課において、笛吹市職員倫理綱領・行動規範や、接遇マニュアルの読み合わせを行うなど、全職員が倫理の高揚と法令遵守の徹底を図っています。

試用期間の延長、評価方法および公務員倫理確立の取り組みの見直しについて。

地方公務員法第22条の解釈として、病気などで実際の勤務日数が著しく短かった場合などに、特例としての延長はあるものの、原則として条件付採用期間は6カ月となります。

先に述べたとおり、市では、集中的な研修受講のほか、新採用職員の資質を判断するために、論文や面接カードの提出、所属長や人事部門の管理職による人事評価や面談を実施するなど、厳格に対応していますので、現時点では、期間延長を含め、評価方法や公務員倫理確立の取り組みの見直しは、考えていません。

しかし、職員一人ひとりがさらなる倫理意識、資質の向上に努める必要があることから、より効果的な研修の実施等を研究していきます。

次に、最低制限価格の運用の改善についてです。

ランダム係数の導入による効果について。

最低制限価格の算出において、開札直前に決定したランダムな係数を最低制限価格の算出のもととなる基礎額に乗ずるため、事前に、その額を知り得ることはなく、最低制限価格の秘匿性を高める効果があります。

ランダム係数の入札情報漏洩防止効果について。

ランダム係数を乗ずる算出方法により、最低制限価格が事前には誰にも分からないことから、その価格を探ろうとするなどの不正行為が防止でき、再発防止に寄与できるものと考えています。

しかしながら、非公表であるべき情報の管理や取り扱いについては、職員の高い倫理観の中で法令を遵守し、適正に行われることが大前提となりますので、なお一層、職員倫理の向上に努めていきます。

運用改善による入札額の傾向、ランダム係数の予測について。

6月4日の入札会から運用を始めましたが、4月、5月に行ったランダム係数を適用する前の入札会と入札案件が違いますので、単純に比較することは難しいと考えますが、落札率に特段の変化は出ていません。

また、ランダム係数の予測については、入札会を重ねるうちに、ある程度の係数の幅は分かってくると思いますので、今後の入札状況を注視し、より公正な入札制度が確立できるよう検討していきます。

以上、答弁とします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

古屋始芳君。

○6番議員（古屋始芳君）

ただいまの答弁を伺いますと、本市では他の市町村に比べて、かなり厳格に職員の採用にかかわることをやっているように見受けられます。

そういう中で起きた事件ですので、今後、それらのことが教訓となって、やはり再発防止を本当にしないと、住民からも信頼されないようなことになってしまいますので、よろしく願いしたいと思います。

次に、2問目に移ります。春日居学童保育施設の整備についてお伺いします。

近年、核家族化が進行した結果、小学生の子どもがいるお父さんやお母さんが、安心して働き続けるために、また子どもたちの健全な育成のために、学童保育はなくてはならない制度だと思っております。

現在、春日居学童保育施設は3つの施設に分かれていて運営されています。兄弟が別々の施設に分かれたり、年齢を超えた交流が妨げられたり、学童保育として望ましい状況にあるとは言えないように思われるところがあります。また、春日居町は、笛吹市の中でも、最近宅地開発が進み、人口は緩やかではありますが、上昇基調で推移し、子どもたちの数の増加傾向にあります。そのため、学童保育にも待機児童が生じていると聞いております。今年度、春日居学童保育施設を整備するための予算が計上されることは、私はもちろんのこと、ご父兄のお父さん、お母さんにとっても大変喜ばしく、感謝したいと思います。新たな施設の整備に当たっては、子どもたちの保護者、そして働く先生たちの意見も聞く中で、学童保育のモデルとなり得るような施設にしてくださいよう、期待しています。そこで以下、お伺いします。

春日居学童保育の定員や待機児童の状況、それぞれの施設の運営の状況はどうでしょうか。

次に、新たな施設の整備基本方針と施設概要、整備スケジュールはどうなっているのでしょうか。

答弁を求めます。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

飯島保健福祉部長。

○保健福祉部長（飯島尚美君）

古屋始芳議員の一般質問にお答えします。

まず、春日居学童保育の定員や待機児童数および運営状況についてです。

かすがい学童保育クラブについては、3カ所で学童保育を実施しています。児童センター内の第一学童保育室が定員45人、福祉保健センター内の第二学童保育室が定員35人、コミュニティセンター内の第三学童保育室が定員40人です。3カ所を合わせた定員120人に対し、154人の利用申請があり、現在127人を受け入れ、27人が待機となっております。

保育については、その日の利用状況に応じて、学童保育支援員10人を適切に配置する中で、遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図っています。

次に、新たな施設の整備基本方針と施設概要、整備スケジュールについてです。

今回の施設建設は、待機児童を解消すること、また1カ所に施設を集約することにより、異なる年齢の交流の場を広げるなど、利用しやすさを考慮した施設運営を目的としています。

施設の概要については、既存の児童センターとコミュニティセンターに40人ずつ合計80人を受け入れるとともに、隣接する消防署春日居出張所の跡地に、木造平屋建ての施設を整備し、定員40人の部屋を3部屋、合計120人を受け入れできるようにし、全体で200人の定員とする予定です。

整備のスケジュールについては、まず建設予定地である消防署春日居出張所の解体工事に着手し、解体と並行して建設設計業務を進め、12月中に着工し来年6月末の完成を目指します。

以上、答弁とします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

古屋始芳君。

○6番議員（古屋始芳君）

ありがとうございました。ただいまの答弁をお聞きしますと、新しい施設になると定員が約200人ということ、今申されましたが、それに対する子どもたちを支援する、保育支援員の数はどのようになるのでしょうか。

○議長（中村正彦君）

答弁を求めます。

飯島保健福祉部長。

○保健福祉部長（飯島尚美君）

古屋議員の再質問にお答えいたします。

支援員の数につきましては、児童おおむね40人に対しまして、2人以上の支援員を配置するというふうになっております。現在、定員120人のかすがい学童保育クラブにつきましては、短時間の勤務の支援員も含めまして、10名の支援員がおりまして、利用児童数に応じて適切に配置をした中で、保育を行っております。

新しくなった場合につきましては、定員を200人を予定しておりますので、最低でもやはり10人の支援員が必要になりますけれども、現状の保育の状況を継続するにはもう少し増員もしていく必要があるかなというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

古屋始芳君。

○6番議員（古屋始芳君）

ありがとうございました。ぜひそのような方向で考えていただきたいと思います。

今回、春日居のことについてお聞きしましたが、市内には各地に学童保育の施設がございます。それぞれの施設でも充実した学童保育ができるよう頑張ってお力していただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（中村正彦君）

以上で、古屋始芳君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

(な し)

関連質疑および質問を終わります。

続いて、川村恵子君の質疑および質問を許可いたします。

なお、川村恵子議員からパネルの使用についての申し出があり、これを許可いたしましたので、報告いたします。

19番、川村恵子君。

○19番議員（川村恵子君）

議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

公明党の川村恵子でございます。

夏本番を前に、「熱中症予防のかきくけこ」という記事を目にしましたので、紹介させていただきます。

かきくけこのか、風通し良く、休憩を取る、クーラーをうまく利用する、健康管理は日ごろから、こまめに水分補給。

皆さん参考にしていただき、夏を迎えていただきたいと思います。

まずはじめに、スマートフォンアプリを活用した市税等の納付方法の導入について伺います。

スマートフォンの普及を背景に、行政情報の伝達手段などとして、アプリを活用し拡大しております。最近では、単なる情報提供に留まらず、いわゆるネットバンキングや電子マネー、買い物時のキャッシュレス決済やポイント、またクーポンの発行など、スマートフォンを手軽に経済活動にアクセスできる時代に入っております。

こうした状況の中、市税など自治体の納付金について、スマートフォンのアプリを利用した電子決済による納付方法を導入する自治体が次第に増えております。このようなスマートフォンアプリは、いくつかありますが、おおむね必要なアプリをダウンロードおよびインストールした後、必要事項を入力し、バーコードリーダーを起動して、納付書に印字されているバーコードをかざして読み取り、手続きを進めることで納付ができるものであります。

なんとといっても24時間365日、いつでもどこでも納付でき、バーコードを読み取るだけなので、数字を誤って入力することなく、また現金を持ち歩く必要もないので安全性も高いと考えております。

本市においては、これまでもコンビニ納付やクレジットカード納付など、利便性向上を図る取り組みを進めているところですが、近年のICT技術の飛躍的な進化は、一層の利便性向上を可能にするものと考えております。

そこで、以下の点について伺います。

1点目として、今現在、本市が行われている納付方法と課題について伺います。

2点目として、スマートフォンアプリを活用した市税等の納付方法について、スマートフォン時代に即応した効果的な取り組みとして、ぜひ導入すべきと考えますが、当局の考えを伺います。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

須田総務部長。

○総務部長（須田徹君）

川村恵子議員の一般質問にお答えいたします。

現在の、市税の納付方法と課題およびスマートフォンのアプリを活用した納付方法の導入についてです。

市税における納付方法別件数の割合については、口座振替によるものが全体の約40%、コンビニ収納が32%、クレジット収納が1%、市役所や金融機関の窓口における収納が27%となっています。

これまで、コンビニ収納および携帯電話や自宅等のパソコンから24時間いつでも納付ができるクレジット収納を導入することで、多様化する納税者のライフスタイルや利便性の向上に対応してきました。

現状では、納付方法における大きな課題はありませんが、昨今のICT技術の進展に伴い、日常生活の中で各種料金等の支払い方法も、さらに多様化が進んでおります

このことから、スマートフォンのアプリケーションを利用した市税などの納付方法についても、市民の利便性向上の観点から、既に導入している先進自治体における導入効果などを研究しながら検討を進めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

川村恵子君。

○19番議員（川村恵子君）

答弁をいただきました。今、部長の答弁の中で、クレジット納付がまだ1%という答弁でしたけれども、開始間もないこともありますけれども、何人かの方に、いいところは所持金がなくても立て替え払いということで、支払い猶予ができると考えているし、納税者にとっては選択肢の1つでもあるけれども、やはり手数料がかかるというところが、ちょっと皆さんの中に困るというような声もお聞きしました。

そういった中で、このスマートフォンアプリを活用して行っている県内の市町村を調べましたけれど、甲府市、甲斐市、南アルプス市、富士川町、身延町、峡東3市では甲州市と山梨市もすでに導入しているということで、自主財源を確保し、財政基盤の強化を図るためには収納率の向上を図ることが重要かと思えますし、そのために収納率を上げるために、納税者がいかに納付しやすい、さまざまないろいろな一般市民の方、ニーズに応えての手段が必要だと思えます。

そういった意味で、今、スマートフォンでパシャッと納税ということも謳われておりますので、前向きに検討していただいて、1日も早い早期の実現が可能になるようにお願いしたいと思っております。これは答弁は結構です。

2点目の質問に入らせていただきます。食品ロスの削減、取り組みについて伺います。

まだ食べられるのに捨てられる食品ロスを減らすため、食品ロス削減推進法、議員立法が可決・成立しました。

農林水産省によりますと、国内で2016年度に廃棄された食品は約2,759万トンで、このうち、本来まだ食べられるにもかかわらず、捨てられてしまう食品ロスに関しては643万トンであったと推計されました。

このうちの捨てられた部分では、事業系が352万トン、家庭からロスが291万トンでありました。なんと、この全体の約半分に近い45%が家庭から捨てられているということになります。全体の食品ロスを国民1人当たりに加算すると、毎日茶碗1杯分のご飯が捨てられている試算とされております。

一方で、国内では7人に1人の子どもが貧困といわれているのも現状でありまして、早急な対応が必要と考えます。

また国は、国連の持続可能な開発目標、SDGsによって、家庭での食品ロスを2030年度までに半減させることを目指しております。

そのためには、社会全体で食べ物を無駄にしない意識を醸成し、国民一人ひとりの主体的な取り組みが欠かせません。また、食品ロスの削減は、国際的な課題でもあると思います。

今回成立した推進法の内容は、食品ロスの削減を、まだ食べることができる食品を廃棄されないようにするために、社会的な取り組みと定義し、国や自治体、消費者が、事業者が一体となって取り組む国民運動として位置づけられました。法律により、政府に基本方針の策定が義務付けられています。

これを踏まえて、都道府県や市町村が削減推進計画を策定するよう努力義務としています。国や自治体に取り組む基本施策は、1つ目として消費者が事業所に対する教育や学習の振興、知識の普及、啓発。

2点目として、食品関連事業者の取り組みを支援すること。

3点目として、食品ロス削減で顕著な功績をあげた人や、団体を表彰する。

4として、家庭や事業所が寄贈された未使用食品を社会福祉施設や災害被災地などに提供するフードバンクの支援などが盛り込まれております。

また、国民の関心を深めるため、10月を食品ロス削減月間としても定められるようになります。

一方で、事業者の責務については、政府や自治体に協力するよう、要請も促されます。

消費者の役割として、削減の重要性について、理解と関心を深め、食品の購入や調理方法を改善することなどで、自主的に取り組むよう、努めるよう示しております。

本市においても、今後、推進計画の策定を視野に入れながら、一層の取り組みが必要と考えますが、以下5点について伺います。

1点目として、飲食店や家庭に対する取り組みについて伺います。

2点目として、学校など、教育施設における学校給食や食育などの取り組みについて伺います。

3点目として、フードバンク活動の支援について伺います。

4点目として、推進月間の設置について。

また、5点目として、食品ロス削減推進計画の策定についてお伺いいたします。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮昭夫君）

川村恵子議員の一般質問にお答えします。

まず、飲食店や家庭に対する取り組みについてです。

食品ロスの半分は事業者の流通・販売の過程で起き、もう半分は、家庭での食べ残しや賞味期限切れの廃棄などで発生していると言われています。

食品ロス削減について、市では、飲食店において宴会時の開始30分間と終了前10分間は、自席で料理を楽しみ、食べ残しを減らそうとする「3010運動」や、家庭において食品を適量に購入し使い切る、残った食品は別の料理に活用するなどの取り組みを促すとともに、広報紙やホームページを活用し、意識の啓発に取り組んでいきます。

次に学校における取り組みについてです。

学校給食においては、児童生徒の栄養バランスや好みに配慮した献立を作成し、味付け等の調理方法の工夫や、一人ひとりに応じて盛り付ける量を調整するなど、残飯を減らす取り組みを行っています。

また、食育授業により、栄養、健康および食生活のあり方を関連付けながら指導を行い、食品ロスの実態や食品を無駄にしない調理の工夫の学習、食生活は生産者をはじめ、多くの人々の勤労によって成り立っていることなど、児童生徒が理解することにより、食べ物を大切にすることを育んでいます。

次に、フードバンク活動の支援についてです。

市は、生活困窮世帯に食糧支援を行っているNPO法人フードバンク山梨に協力し、同法人が年末に実施する食品を集めるフードドライブ運動に当たっては、広報紙やホームページにより、市民に食品の提供の呼びかけ、市役所市民窓口館や各支所において、受け付けを行っています。

また、平成28年12月に、市および市教育委員会は、フードバンク山梨と子どもの貧困対策連携協定を締結し、支援が必要な世帯の把握に努めるとともに、当該世帯に対し、フードバンク山梨の活動についてお知らせをしています。

さらに、フードバンク山梨の活動支援とは別に、市に直接食品の提供があった場合には、市から市内の生活困窮世帯にお渡ししています。

次に推進月間の設置についてです。

食品ロスを削減していくための基本的な視点として、市民がそれぞれの立場において、主体的にこの課題に取り組み、対応し、食べ物を無駄にしない意識の醸成と定着を図っていくための推進月間ですが、国・県と歩調を合わせて設置していきたいと考えています。

次に、食品ロス削減推進計画の策定についてです。

山梨県の基本方針および推進計画を踏まえ、削減推進計画策定に努めていきます。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

川村恵子君。

○19番議員（川村恵子君）

詳しい答弁をいただき、ありがとうございます。何点か提案をさせていただいたのちに、再質問をさせていただきます。

今、部長の答弁の中で、広報紙やホームページを活用して、意識啓発に取り組むと言われました。その3010ということで、部長の答弁もありましたけれども、今日は環境省から3010運動ということで、こういうポップをダウンロードできますので、自由にできますので、ちよっ

と作らせていただきました。自席で30分、終わるときに10分、それぞれの席で食事を残さないようにしようということの意味合いでございます。

こういったボードを、ぜひ公共施設とか、ホテルとか、旅館とか、飲食店などに配布していただいて、多くの方に目につくような周知の提案をしたいと思っております。

特に山梨県は、無尽という、そういう取り組みとか、そういうこともありますので、皆さんが飲食店に行かれることが多いのではないかなと思いますので、そういった取り組みの提案もさせていただきます。

また、学校では本当にさまざまな食べ物を大事にするという観点から、子どもたちに先生方、また給食においては、それぞれの分野で丁寧にしてくださっていることがよく分かりました。この6月は、毎年6月は食育月間って、毎月19日は食育の日でもありますので、そういった意味合いからも、ぜひ子どもたちの柔軟な発想と、柔らかい頭をいただいて、食品ロスを減らすための標語などを募集してはいかがかなというふうに提案をさせていただきます。

また、フードバンク支援もよく分かりましたし、本当に当局のほうにお聞きしましたら、本市でも現在、生活困窮者自立支援ということで、一次支援としてフードバンク山梨さんから1カ月に2回、3カ月間を1クールとして宅急便で個人のお宅に配送を行っているという活動もされているのもお聞きしましたし、また、実際に利用されている方から、助かるという声も伺っております。

また、推進計画ですけれども、本当に桃・ぶどう生産日本一の笛吹市でもありますし、食べ物を大事にするという、食物を作るという、そういった真摯に取り組んでいただいて、笛吹市独自の推進計画を策定していただきたいと思っております。

それから、再質問ですけれども、国は10月を食品ロス推進月間と決めました。笛吹市では毎年10月に市民祭りが盛大に開催されておりますけれども、今年は10月13日、日曜日に開催予定と伺いました。ぜひともこの市民祭りを食品ロス推進月間といいますか、元年として、ブースを設けたり、フードドライブも12月には行っているようですけれども、そういった市民を巻き込んだイベントとして提案したいと思っておりますけれども、当局はいかがでしょうか。

○議長（中村正彦君）

答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮昭夫君）

川村議員からご提案をいただいたという格好です。

10月に、今、10月13日に市民祭りが開催予定ということですので、国県もその10月が推進月間を想定していますので、それに併せて、食品ロスの啓発や、そのフードドライブへの協力ができるように、準備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村正彦君）

川村恵子君。

○19番議員（川村恵子君）

では、10月に期待したいと思っております。

それからもう1点、笛吹市ではごみ減量53%を目標に、さまざまな取り組みをしております。この6月の広報においても、家庭用生ごみ処理機の補助金制度ということで、電気型の生

ごみ処理機の補助金、コンポスター、EM菌の処理機などのさまざまな手段を行って、生ごみを減らそうという動きをされておりますし、何と云っても平成29年4月1日から、本当に皆さまの了解を得て、指定可燃ごみの有料のごみ袋の導入が始まりました。当初は皆さん、1枚30円だから、そのことが頭にあってか、すごい可燃ごみの削減に取り組んだ状況もよく分かっておりますし、また人間って、慣れてきますと、その状況も、30円も高いんだけど、実際としては横ばいの状況にあって、なかなかそれ以上減ることがないということを知っております。

今回、食品ロスの削減の法律が決まりましたし、市としては、この食品ロス削減と、可燃ごみの減量について、どのようにつながって、どのように連動していくのか、とらえているのか、お伺いいたします。

○議長（中村正彦君）

答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮昭夫君）

当然、食品ロス削減をされれば、一般ごみは減少していくと考えています。食品ロスの対策としましては、事業者と消費者が力を合わせていくことが必要と考えております。市では、先ほど、川村議員さんからのほうからもお話がありましたとおり、生ごみの処理機等の設置要綱も定めてあって、それを活用していただいて、生ごみの減量も進めていますし、またごみ減量リサイクル推進キャンペーンといたしまして、水切りネットやリーフレット、花の種を配布しながら、啓発活動に取り組んでいるというところであります。小さい活動ですけども、減量につながるように、今後とも続けてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（中村正彦君）

川村恵子君。

○19番議員（川村恵子君）

なんといっても、市民の皆さんが、一人ひとりが普段の生活の中で取り組んでいくことが大事ななというふうに思っております。「もったいない」を合言葉に、一人ひとりが普段の生活の中でできることから取り組むことが、食品ロスに必ず、確実に減っていくのではないかなと思っております。この、食品ロス削減が、みんなの思いの中で、国民運動として展開していければなというふうに思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村正彦君）

以上で、川村恵子君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

続いて、神宮司正人君の質疑および質問を許可いたします。

7番、神宮司正人君。

○7番議員（神宮司正人君）

ただいま議長から許可をいただきましたので、2問、質問させていただきます。

まず、笛新会の神宮司と申しますが、よろしく願いをいたします。

まず、学校教育費の家庭負担の軽減についてというふうなことで、第1問目、質問をさせていただきます。

小中学校の授業で使う教材を、個人で購入するのではなく学校で一括して購入し、子どもたちに貸し出したり、個人で購入する際も多く業者から見積もりを取ったりするなど、保護者の負担を軽減する、お金のかからない学校づくりの取り組みが日本各地で進んでおります。

義務教育は本来無償とされていますが、実際は教材の購入費などがかかり、国の調査によりますと家庭の年間の負担額は小学校でおよそ約10万円、中学校ではおよそ17万円に上がると聞いております。

インターネット上でも新学期を迎える時期には、保護者から「学用品の準備にお金がかかる」などといった書き込みが多数見受けられるところでございます。

こうした中、工夫して保護者の負担を減らそうという取り組みが日本各地で進んでいて、福岡県古賀市では、以前は個人で購入しておいたおはじきや時計、計算カードなどが入った算数の教材セットおよび、教科書や教材などをしまう道具箱も市や学校が購入して子どもたちに貸し出しております。

また、中学校では卒業生から制服を譲ってもらう取り組みを進めていて、教育委員会の廊下には無料で受け取れる制服が並べられているそうです。

また、埼玉県川口市小谷場中学校では授業で使うすべての副教材の見直しを毎年行っており、効果が思わしくないものは購入を取り止めたり、新たに教材を購入する場合は、10社程度から見積もりを取って比較する工夫をしている。以前と比べて教材費にかかる一般家庭の負担を約1万円ほど減らしたといたします。

学校教育費の実態に詳しいある識者は、「家庭で負担する費用は、一つひとつは高額ではないにしても、積み重なって大きな負担となってしまう、いろいろな工夫で負担が減らせることを自治体や教職員、保護者で共有し、実践することが必要だ」と話しております。そこでお伺いをいたします。

まず1点目、市内各小中学校に市から支出している予算はそれぞれどれくらいで、教材購入にはどの程度充てられているのか。

2点目、本市の小中学校における教材、副教材の購入について学校の負担、各家庭の負担はどのような実態であるか、費用のおおよその金額と負担割合はどうなっているのかお答えをいただきます。

3点目、学用品の準備のための保護者の負担割合を減らそうとする取り組みはどのようにされるのか。

また4点目、本市では中学校の入学時の制服には男女ともに、おおよそどのくらいの費用がかかっているのかお答えをいただきます。

最後に5点目、本市では、卒業生から不要となった制服のリサイクル・リユースの取り組みはされているのか、されてないとしたら今後取り組みはどういうふうにするのかお伺いをいたします。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

宇佐美教育部長。

○教育部長（宇佐美正博君）

神宮司正人議員の一般質問にお答えします。

まず、市内小中学校の教材購入費の割合についてです。

平成30年度は、小中学校19校に対して、直接児童生徒の教育活動に係る事業費は、約1億3,700万円を支出しています。そのうちの教材購入費については、学校用品を一括購入しているため、教材費のみを抽出して集計することは困難な状況です。

次に教材、副教材の学校および家庭の負担についてです。

家庭からの教材費の負担については、学校ごと学年ごとに異なっていますが、市内小中学校の平均額としましては、小学校6年生は1人当たり年間約9,400円、中学校3年生は1人当たり年間約1万7千円となっています。

次に学用品の保護者負担の軽減についてです。

教材費については、価格を安価にするために、学校で一括購入をしています。また、中学生の通学自転車用ヘルメットや総合学習の教材費については、公費負担をすることで、保護者の負担を軽減しています。

次に中学校の制服の費用についてです。

各校の制服やサイズによって、費用が異なりますが、おおむね男子は約2万5千円、女子は夏服で約2万円、冬服で約3万5千円です。

次に制服のリサイクル・リユースの取り組みについてです。

保護者に呼びかけて、卒業生の制服や体育着などを寄付していただく取り組みを市内全中学校で行っています。それらの制服等は、転入生が制服等を購入するまでの期間や着替えが必要な場合に備え、貸与品として準備しています。

制服等を譲る取り組みについては、現在、地域や保護者同士の交流のもとで、譲渡が行われていますので継続していただくことを考えています。

以上、答弁とします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

神宮司正人君。

○7番議員（神宮司正人君）

教育部長から、初めてお答えいただきました。ありがとうございました。

まず、1番と2番については、詳細把握は困難だというふうなことですが、これはできるだけ市のほうから出ているものと、家庭の出ているもの、しっかり区別をしておいていただけるような努力をお願いしたいと思っています。

それから4番、各学年によりまして、その都度、家庭のやっぱり今言われるように、出資の費用は違うと思いますが、小さな出費も数が重なると大きな家庭の負担になっていくということで、特に小学校6年生ですとか、中学校3年生の子どもさんたちは修学旅行の積立ということで、余計な費用もかかってまいります。今後まだまだ子どもたちの数は減少していきませんが、先ほどの答弁の中で、一部は公費負担をして、保護者の負担軽減を図っているというふうなことも回答をいただきました。

ですが、教材、副教材で10年近くを共有できるようなもの、それは市や学校で用意をして、保護者の負担を軽減する等の方策を考えていってほしいと思います。

4点目、5点目についてお答えをいただきました。公立中学校の制服の価格をあるメディアがSNSなどを通じて行った調査では、保護者からの情報提供をもとに調べた結果、最高値、ブレザーで、女子のブレザーで高いものが7万7千円を超えております。これは夏服の制服と、シャツ4着込みというふうなデータが出ています。男子のブレザーで、これは神奈川県横須賀市、高い物で6万7千円を超えております。同じように冬夏シャツ4着込み。安いところでは、同じ公立高校です。女子ブレザー、長野県の諏訪、これは3万6千円ちょこちょこ。男子の詰襟、これは兵庫県西宮市、これは3万円ちょこちょこ。これは指定のセーターも込みだそうです。となっていて、同じ義務教育である中学校でも、制服代に大きな格差がございます。

小学校から中学校に、それから入学するとき、これは制服の調達のほか、体操着やジャージ、上履きなどの指定品も購入していかなければならない。多くは通学のための自転車までも購入して、10万円をはるかに超える中学校もあります。これが家計に大きな負担となっていると感じる保護者は少なくないのが現状です。

中学校入学時には、親は苦しい家計をやりくりし、調達した制服も子どもたちの成長とともに、サイズが小さくなり、着られなくなったりして、あと少し、もう少しのところで制服を買い替えた、作り直したというご家庭は、特に男子の場合には多いようです。

義務教育ですから、授業料はかからないとはいえ、高校受験に向けて塾代はかさむ、あるいは部活動の道具などにお金がかかったりすることも少なくありません。

そこで、福岡市内の、先ほど申しましたが、中学校ではPTAが中心となって、制服を融通しあう取り組みが行われております。入学説明会、バザー、合唱コンクール会など、制服の購入時期前に行われる行事で、お譲り会、そういう会をつくりまして、活動しているということでございます。

学校を通じてプリントを配布し、小さくなった制服、体育着、ジャージ、コートなどが集められ、お譲り会に出品し、新入生だけでなく、入学時に買った制服が小さくなったり、ジャージが小さくなったり、着られなくなったというふうなことで、新品を買うにはという家庭にも人気があると聞いております。

また、福岡県古賀市では、教育委員会が制服のリースを行っております。不要になった市立中学校の制服、また近郊の高等学校の制服を譲り受けて、必要とする保護者に譲っていくというシステムです。

思い出の詰まった制服、捨てるのはちょっとという感じで、誰かのためになるのなら、譲ってもいいと思えることもあるのが現実でもあると思います。

本市の教育委員会では、新しくかつてない形で、学校の先生上がりでない新しい教育長が誕生しました。素晴らしい行政経験を生かし、民活を取り入れながら生活弱者、市民の目線を取り入れて学校とPTA、保護者の理解をいただいて、このようなシステムを導入していきたいと考えますが、新教育長に、ぜひ先ほどの取り組みいかがでしょうか。

○議長（中村正彦君）

答弁を求めます。

教育長。

○教育長（小澤紀元君）

お答えいたします。

当然、保護者の皆さんがいろいろなところで学校の子どもたちにかかる費用というふうなも

のを軽減するというふうなことについては、教育委員会といたしましても予算の範囲内でいろいろ工夫をしながら努力をするということで、できるだけ減らしていくということは当然努力をしていかなければいけないかなと思います。

また、制服のことにつきましては、いろいろな方法もございますが、やはり学校の世界でやり取りをしますと、子どもたちが、どうしてもその中で、子どもたちをやり取りの中ですることによって、子どもが、私は、ちょっと感受性豊かな子どもがいますので、そういうふうな中でステージとしたら子どもたちにかかわるような中でやることは、ちょっと控えたほうがいいかなというふうには思っておりますけれども、地域のコミュニティですとか、そして保護者の皆さんとのいろいろなところの話し合いの中でやっていただくというのが、一番理想かと思っておりますけれども、また保護者の皆さんのいろいろなご意見も受けながら、対応をしてみたいというふうに思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

神宮司正人君。

○7番議員（神宮司正人君）

ありがとうございました。まだまだ市民を取り巻く環境というのは大変厳しいものがあるというふうに考えています。少子化とはいえ、生活に貧しているご家庭はなかなか表には見えてこないんですけれども、かなりあるということは、現場で一番関わっている、学校の先生方は直面しているはずで。

今までは使い捨て時代が当たり前だったんですが、これからは物を大切に作る心、それを育み、広げる時代が変わっていくことが必要であるというふうに、私は考えています。このような取り組みは、とつても素敵だと思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

お答えの中で、制服等を譲り合う取り組みは、現在地域や保護者同士の交流のもとで、譲渡が行われているというようにお答えをいただきましたが、ごく一部の地域でこれはあるというふうに思います。

市の教育委員会は、積極的に学校の先生方、PTA、保護者と協議する機会を設けて、このような取り組みを全市内の学校に広げる活動を起こす仕掛け人になってほしいと思います。それを要望して、次の質問に入ります。

次にまた、学校のことなんですが、市内小中学校等に瞬時110番の非常通報システムを設置してほしいということで質問させていただきます。

全国で児童生徒が巻き込まれる事件が相次ぐ中、小中学生を取り巻く環境でまたしても悲惨な事件が発生してしまいました。先月末、5月28日、早朝の通学時間帯に川崎市で発生した事案であります。私立カリタス小学校の児童、保護者ら20人が犯人に駅前で、通学時にバスを待っている児童の列を狙って刃物で襲い、20人が殺傷された事件は、皆さん記憶に新しいところでもあります。この事件では、児童1人、また保護者1人が残念にもお亡くなりになりました。そのほか20名が負傷されております。

学校内にあっては、今から古くは18年前、2001年の6月8日におきた大阪教育大学附属池田小学校事件、この事件では、痛ましくも児童8名が殺害され、児童13名、教職員2名が負傷しております。そのほか、大切な子どもたちを取り巻く環境では、類似した事件が多数発生してしまっている現状にあると言わざるを得ません。

そこで学校にあって、不審者の侵入などの緊急事態にボタンを押すだけで110番し、会話をしなくても自動的に、迅速に警察に通報できる対応をするシステムの設置を至急するべきと考えます。以下、伺います。

市内には、小中学校と保育園等の数はどのくらいあるのか。

2点目、本市の小中学校また保育園等の施設にあって、不審者の侵入時の対応はどのようになっているのか。

3点目、大至急、子どもたちを学校内での犯罪から守りきるため、110番非常通報装置を設置する考えはあるのか。

4点目、市内すべての上記施設に設置するとした場合、関係各部署との協議、合意にかかる期間および設置の費用および、どのくらいと考えるか伺います

最後に、通学路の安全確保、安全対策について、どのような対策を講じているか伺います。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

なお、この質問に対しましては、教育部長と保健福祉部長の2名の答弁をお願いします。

はじめに、宇佐美教育部長。

○教育部長（宇佐美正博君）

神宮司正人議員の一般質問にお答えします。

まず、市内の小中学校の数についてです。

小学校14校、中学校5校の合計19校です。

次に不審者の侵入時の対応についてです。

小中学校においては、不審者等の侵入に備え、防犯カメラを玄関などの出入口に設置し、常時監視しています。不審者の侵入を確認した場合は、直ちに警察への通報を行うとともに、児童生徒の安全確保を最優先し、危機管理マニュアルに沿って、教職員が協力して対処します。また、防犯訓練により、日ごろから安全対策を行っています。

次に、110番非常通報装置の設置についてです。

緊急事態の際に、警察への通報は直ちに行わなければならないことですが、特定の場所に110番非常通報装置を設置した場合、広い学校内で想定される緊急事態に対処できるのか、先進事例を参考に、今後研究をしていきます。

次に、設置のための協議、合意に要する期間および費用についてです。

設置する方針を固めた富士吉田市の例を参考にすると、関係部署との協議合意に要する期間が約6カ月、1校当たりの設置費用が約40万円、保守点検料として1カ月約5千円となります。

小中学校19校に設置した場合には、設置費用として約760万円、保守点検料として1カ月約9万5千円が見込まれます。

次に通学路の安全対策についてです。

学校と保護者による通学路の危険箇所の抽出や警察・関係行政機関・学校・保護者などの立会いによる合同点検を実施し、必要に応じて改善に努めています。

また、「子ども110番の家」の設置や安全ボランティアを募り、登下校中の児童生徒を地域全体で見守る体制づくりに努めるとともに、笛吹警察署と連携し、スクールサポーターの巡回や警察署員によるパトロールの強化等を行っています。

以上、答弁とします。

○議長（中村正彦君）

次に、飯島保健福祉部長。

○保健福祉部長（飯島尚美君）

神宮司正人議員の一般質問にお答えします。

まず、市内の保育園等の数についてです。

公立保育所12カ所、私立保育園15カ所、私立幼稚園1カ所の合計28カ所です。

次に、不審者の侵入時の対応についてです。

各園において、不審者の侵入を確認した場合には、退去を命じると同時に、警察等に通報および子どもを避難させるなど不審者対応フローに従って、対応します。

なお、防犯対策として送迎時間帯を除く門の施錠の徹底や、定期的に訓練を実施しています。

次に、110番非常通報装置の設置についてです。

緊急事態に対する、さらなる安全確保に向けた対応策は必要だと考えます。110番非常通報装置の設置については、先進事例を参考に、今後研究していきます。

次に、設置のための協議、合意に要する期間および費用についてです。

小中学校と同様に、設置する方針を固めた富士吉田市の例を参考にすると、関係部署との協議合意に要する期間が約6カ月、公立保育所12カ所に設置した場合には、設置費用として約480万円、保守点検料として1カ月6万円が見込まれます。

以上、答弁とします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

神宮司正人君。

○7番議員（神宮司正人君）

お答えをいただきまして、誠にありがとうございます。

市内47くらいの保育園を含め、いろいろな私立も含めて、いろいろなところがございます。今の話を集計しますと、約公立保育園の12カ所で480万円、あるいは公立中学校19校にした場合には760万円の設置費用がかかると、両方で1,200万ちょっとお金がかかるわけですが、池田小学校の事件をきっかけに、前は学校が開かれた学校というふうなことで、どんどん地域のコミュニティと連携をしていたわけですが、なかなか防犯上問題があるというようなことで、だんだん安全対策重視の閉ざされた学校に変わってきてしまっているのかなというふうにも考えています。

小学校は、先ほども申しましたが、地域のコミュニティに重要な役割を果たし、放課後も校庭では子どもたちの遊び場にもなっていたり、この事件をきっかけに、学校に防犯カメラを設置したり、部外者の立ち入りを厳しく原則禁止したりする傾向が強まってまいりました。

小学校などの集団登下校には、保護者、また地域のボランティアによる見守りが行われるようになってきました。春日居地区では熱心、特にほかの学校でもされておりますが、こういう事件を境に、小学校においては児童の名札を廃止したり、あるいは学校だけに名札を着用するというふうなことも増えてきておりますが、しかし、よかれと考えると児童の送迎スクールバス、これを待つ児童の列に突然暴漢が襲うということは、誰も予測をしていなかった。

そこで学校にありましては、不審者の侵入などの緊急事態時にボタンを押すだけで警察につ

ながら、会話をしなくても対応できる110番非常通報装置の設置を切に要望いたしますが、もう一度お考えをお願いいたします。

○議長（中村正彦君）

答弁を求めます。

宇佐美教育部長。

○教育部長（宇佐美正博君）

お答えします。

先ほども申し上げましたが、非常通報システムにつきましては、まだまだ研究をする余地があると思います。

学校につきましては校庭、教室、体育館、プールなど広い施設でありまして、いろいろな建物等がございます。この非常通報システムについて、効果的な活用について、先進地を研究するなどして、今後、検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中村正彦君）

神宮司正人君。

○7番議員（神宮司正人君）

ぜひ子どもたちを、大切な子どもたちを守ることでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

交通事故などの信号機が、何かあったら信号機をつけるというようなことではなくて、ぜひ、先ほど防犯カメラのお話も出ておりました。最近の防犯カメラはどんどん進んでいまして顔認証、これでもって犯罪者か、不審者が分かるようなこともありますので、それも含めてぜひ検討してほしいと思ひます。

ありがとうございました。

○議長（中村正彦君）

以上で、神宮司正人君の質疑および質問を終了いたします。

関連質疑および質問はありませんか。

（ な し ）

関連質疑および質問を終わります。

暫時休憩といたします。

再開は午後2時といたします。

休憩 午前11時43分

再開 午後 2時00分

○議長（中村正彦君）

再開いたします。

一般質問を続けます。

次に、通告に従い、野澤今朝幸君の質疑および質問を許可いたします。

11番、野澤今朝幸君。

○11番議員（野澤今朝幸君）

議長の許可が出ましたので、通行に従って質問いたします。

質問項目は2項目で、1つは芦川の特認校について、もう1つは、入札関係の入札の改革改善についての質問といたします。

まず、第1問ですけど、芦川の特認校、表題としては、貧しい結果に留まっている芦川小学校の特認校制度実施の改善策を問うということで質問いたします。

芦川小学校の保護者と先生の強い要望と、そして笛吹市の小学生をもつ多くの保護者の期待のもとに、市教育委員会の重要な英断ともいえる決断によって、芦川小学校は特認校として指定されました。

しかしながら、この制度を利用して芦川小学校に学区外から登校している児童は今のところ1人に留まっています。

何がこのような貧しい、あるいはさみしい結果をもたらしているのか。その点を明らかにし、それに対処する具体策を示していくように、以下質問したいと思います。

まず第1に、まず、芦川小学校を特認校に指定した目的は何か。また、その目的を達成するには、この制度を、少なくともどのくらいの児童が利用することが目標として望まれるか。この点について答えていただきたいと思います。

2番目として、その目的、目標から見て、この制度の、今申しましたように、利用児童が1人にとどまっている現状をどのように評価し、この現状の原因はどこにあると分析しているか、その点についてお答えいただきたいと思います。

3番目として、現状の改善を図らなければ、特認校制度指定の目的・目標は実現できないと考えるが、その具体策は何か。私の考えるところ、具体策は少なくともスクールバスの運行が不可欠と考えていますけれど、この点について、どのように執行部は考えているか。

以上です。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

宇佐美教育部長。

○教育部長（宇佐美正博君）

野澤今朝幸議員の一般質問にお答えします。

まず、特認校の目的と児童数の目標についてです。

芦川地域の少子化が進む中で、地域コミュニティの核としての学校を存続させることは、地域住民からの強い要望であります。また、自然や歴史等恵まれた地域の環境を生かした特色ある教育活動と、小規模校での教育を希望する子どもや保護者の受入先として、芦川小に特認校制度を適用しました。このため、具体的な受入人数の設定はしていません。

次に、現状の評価と原因についてです。

特認校就学児童は2人で、そのうち1人は就学すべき学校の指定の変更により、以前から芦川小学校に通学していた児童です。

評価については、初年度若干名を募集したところ、就学希望者があり、現在芦川小学校でのびのびと楽しい学校生活を送っていることから、成果があったと判断しています。

これは、昨年10月からの募集でしたが、市内小学生の保護者のみならず、新1年生の保護者やホームページによる広報に努めた結果であると考えています。

次に目的・目標を実現するための具体策についてです。

今後、芦川小学校において地域の歴史や環境を生かした学校づくりや小規模校として特色あ

る学校づくりを進めるとともに、学校説明会や就学児検診において周知し、広報紙やホームページを通して、特認校の目的や芦川小学校の良さを知っていただくように努めていきます。

通学方法については、入学・転入学の要件の一つとして、保護者の責任と負担において、児童を通学させることと定めていますので、スクールバスの運行については、考えていません。

以上、答弁とします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

野澤今朝幸君。

○11番議員（野澤今朝幸君）

まず、目的についてですけど、先ほどもちょっと教育部長も触れましたけれど、芦川の最大の今の課題は過疎化、少子高齢化です。

そういう意味でも、学校教育だけということじゃなくて、学校の存続によってその少子高齢化に多少でも歯止めがかかるだろうと、これは前にも、私、指摘したことでありまして、これは総合政策、そういう観点からも、やっぱり教育のみの問題ではないというふうに考えていますので、もしこのへんについて、総合政策部のほうでの考え方がありましたらいただきたいと思えます。

2番目の、成果はあったと考えていると、その根拠が1人、転入した子どもが生き生き学校生活をしているという回答でしたけれど、しかし、1人で成果というのは、ちょっとそういう見方自体が、ちょっと消極的だろうというふうに考えています。

いま少し、少なくともアンケートを取った時点ではかなりの笛吹市の保護者、児童が関心を寄せたわけですから、そのへんのギャップもしっかりどのように見るか、お答えをしていただきたいと思えます。

3番目ですけど、今の話だと、保護者の責任でということ定めているので、何かどうしようもない。

○議長（中村正彦君）

野澤議員に申し上げます。

一問一答でお願いします。

一問一答の、今、質問が2つ出ました。

1問でお願いします。

○11番議員（野澤今朝幸君）

今の、1問目の小分けということではきかないんですか。

○議長（中村正彦君）

はい。

○11番議員（野澤今朝幸君）

そう。いいです。分かりました。

では、特認校にこの間も下吉田の第1小学校が特認校に指定したという記事を、皆さんも見たとお思いますけれど、今、私、寡聞にして、全部承知していないかもしれませんが、山梨では甲府市の千代田小学校、そして南アルプスの芦安小学校、そして今回、下吉田の第1小学校ということで特認校になりましたけれど、甲府市ではスクールバスを運行していて、6名区域外から通学していて、5名がスクールバスを利用しています。

そして、最後に1つだけ質問しますから、今までののはいいです。

そして、芦安小学校は市内の循環バスが動いていて、21名区域外から、27名中の21名が区域外から芦安小学校に通っています。それは、朝の循環バスということの利用がほとんどですけれど。

1問だけ、そういうふうな現状を見た、教育委員会もそういう研究はしていると思いますけれど、こういうものを見る中で、まったくそのバスの、スクールバスの運行ということは考える余地はないのかどうか。その点について質問します。この問題、1問で結構です。

○議長（中村正彦君）

答弁を求めます。

宇佐美教育部長。

○教育部長（宇佐美正博君）

質問にお答えします。

学校の入学については、通学区域を定めておまして、地域内の小学校に通学することを基本としています。また、小規模校である芦川小学校の特色を生かした特認校制度を導入して学校の選択の門戸を広げたわけでございます。芦川小学校の良さや、特認校制度を理解した上で入学することを選択していただいて、芦川小学校を選んでいただくということでございますので、今現在としましては、保護者の責任で通学させていただくということを考えております。

以上です。

○議長（中村正彦君）

野澤今朝幸君。

○11番議員（野澤今朝幸君）

特認校となっても、まったく通うほうからの制度を採用しても目に見えたメリットがないということだけ指摘して、次の質問に移りたいと思います。

次が、今回の入札の改善の問題ですけれど、中心は法令順守の研修等をするということがありますが、中心はランダム係数を導入して、そして今回のような問題を発生させないというのが、中心的な改革だというふうに認識しています。

そういう中で、本当にそれでいいのかということ、今から聞きたいと思います。

市民からも厳しい批判を浴び、市議会でも大きな問題として取り上げられた最低制限価格漏洩事件に対して、市執行部はランダム係数導入という制度改革をもって、この6月4日、新しい入札制度をスタートさせました。

しかし、このような制度改革は、最低制限価格、今回は基準額ということになります。その漏洩は防止できないだろうし、そして何よりも最も重要な競争入札ということが、依然として多くの場合、成り立たないものと考えられると、その点を明らかにするために、以下質問します。

まず、1番目として、まずランダム係数導入は、そもそも最低制限価格、つまり基準額が漏れることを前提にしているということではないか。こういう改善策には問題ないか。

2番目として、本市で発生した最低制限価格漏洩事件の核心は、最低制限価格が高止まりしているため、入札業者が精一杯努力して自社としての最低制限価格で応札する必要性がそがれ、競争入札が成り立たないという土壌の中で、発生しているのではないか。

3番目、今後とも悪い業者は、いかに自社として低い工事価格をもって応札しようとは努力

せず、最低制限価格を聞き出すことのほうに、つまり基準額ですけど、聞き出すことのほうに努力するのではないかと。

4番目として、最低制限価格の漏洩を防ぎ、健全な競争入札を推進していくためには、最低制限価格の高止まりを是正していくべきではないか。

以上です。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

須田総務部長。

○総務部長（須田徹君）

野澤今朝幸議員の一般質問にお答えいたします。

まず、ランダム係数導入に問題はないかについてです。

昨年度、入札情報漏洩事件が起きたことを重く受け止め、市では、全職員に対して倫理の高揚と法令遵守の徹底を促すとともに、入札に関わる書類の管理や決裁方法を改善するなど、再発防止のための取り組みを進めてきました。

その取り組みの1つとして、入札当日にランダム係数を乗じ導いた最低制限価格を採用することにしました。

このことによって、事前に、その価格を職員から聞き出そうとする不正行為を排除できるものと考え導入したものであり、基礎額が漏れることを前提とした改善策ではありません。

次に今回の情報漏洩事件の要因についてです。

最低制限価格の設定については、公共工事の品質確保の促進に関する法律により、発注者の責務となっています。

市においても、公共工事の品質確保や極端に安い価格での落札による下請け業者へのしわ寄せなどを防ぎ、適正な金額の範囲内で、事業者に工事を請け負っていただく必要があるため、国の計算式を準用し、最低制限価格の基準値を設定していて、業者の皆さんもしっかり積算し、入札に臨んでいただいています。

よって、市が採用している最低制限価格は、高止まりとは考えておらず、適正な価格での競争性も保たれていますので、それが事件発生の要因とは考えてはいません。

次に入札に関わる業者の動向についてです。

先の答弁でも述べましたとおり、市では今回の情報漏洩事件を重く受け止め、風化させることなく再発防止に向けた不断の努力を積み重ねていきます。

よって、情報漏洩などという不祥事を、二度と起こすことはないと考えていますが、さらに最低制限価格にランダム係数を導入することにより、仮に最低制限価格基礎額が事前に分かったとしても、確実に落札できるとは限りませんので、職員に対して、基礎額を聞き出そうとする動きは防止できると考えています。

次に最低制限価格の是正についてです。

発注者としては、事業者の健全な経営環境や工事、業務等の品質の確保を図り、事業に必要な経費が適正に反映され、かつ適正な利潤が確保できる金額で契約する必要があるため、国が定める基準を準用し、最低制限価格基礎額を算出していますので、適正な価格設定と考えています。

以上、答弁といたします。

○議長（中村正彦君）

野澤今朝幸君。

○11番議員（野澤今朝幸君）

1つ目の、これは認識で結構ですけど、ランダム係数を使えば、最低制限基礎額を聞き出そうという考え方はないというような答弁でしたけれど、先ほどの古屋議員の質問に対しても、最低制限基礎額からどのくらいの幅でランダム係数が使われるかというのは、経験値で分かるだろうと言いましたよね。だから、基礎額が分かれば、最初の何回かはその幅が分からないけれど、順にそれはとんでもない、1割も、2割もぶれることはきっとないと思います。そういう係数の使い方が、どこで収れんしているかというのは分かるはずですから、それは聞き出そうとしないという考え方は、ちょっと認識が甘いのではないかと思います。

では質問、高止まり、私は高止まりだと思って、前の質問でも言いましたように、1千万円以上の入札が、ほとんど9割近い、87%から90%で、予定価格に対して落札価格が決まっているということですね。ほとんど9割。

しかも、落札した金額が、それに対して1千万円で、ほぼ10万円以内くらいで、これに収まっているのが、ほぼ全体の9割以上くらい、この間示しましたので、ということである以上、要はこちらの最低制限価格でほとんど落としている。要するに、最低制限価格がかなり低い物であれば、例えばこれが、こちらが設定したものより上で落札せざるを得ない。ところがみんな落札、こちらの最低制限価格で決まっているのは、高止まりしているという以外の、何物でもないというように思いますけれど、もう一度そこを、なんで高止まりでない、そのことの実証的な、具体的な話をしていただきたいと思います。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

須田総務部長。

○総務部長（須田徹君）

再質問にお答えします。

今、高止まりでないということの説明についてでございますけれども、先ほどの答弁の中でも、私、答えましたけれども、国のほうでもダンピング受注の防止ということで、各地方自治体に対しても指導といいますか、通知がまいております。

その中で、何が問題かということ、履行時の品質が低下するという懸念、それから下請け業者へのしわ寄せ、あるいは賃金ほか労働条件の悪化、安全対策の不徹底というようなことが懸念されるという中で、適正な事業者へのそういったある程度のそういった事業者の収入といいますか、工事費を確保する必要があるということでございますので、笛吹市としても、その国の基準に基づいた金額の範囲内でそういった最低制限価格の基礎額を算定しておりますので、これは適正な価格であるというふうを考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（中村正彦君）

野澤今朝幸君。

○11番議員（野澤今朝幸君）

国の基準というのをいせば、伝家の宝刀みたいな感じですけど、この間もお話しましたように、最低制限価格を設定していないところが、本県の中でも甲府市、山梨市、甲斐市とあるわ

けです。そういうことも参考にし、そしてダンピング、ダンピングって言いますが、ダンピングであるかどうかを、まさに評価するのが市の役目でもありますので、ダンピング怖さに、今のような、私はデータ的に見て、高止まりの最低制限価格だと思いますので、ぜひ見直していただきたい。このように要望して、以上で終わります。

○議長（中村正彦君）

以上で、野澤今朝幸君の質疑および質問を終了いたします。

続いて、河野智子君の質疑および質問を許可いたします。

3番、河野智子君。

○3番議員（河野智子君）

日本共産党の河野智子です。

議長の許可をいただきましたので、国保の現状と問題点、対策と国保税改定の問題について、質問をいたします。

2月議会において、国民健康保険税改定の条例が可決されました。主な改定内容は資産割を廃止する一方、均等割額を29.7%引き上げるもので、その結果、1世帯平均7%の引き上げ、特に子育て世代など被保険者数が多い世帯ほど大幅な引き上げとなりました。

これまでも高すぎる国保税に加入者は苦しみ、国保税が払いきれず、正規の保険証が取り上げられ、受診控え、手遅れで死亡するという事件が後を絶ちません。そうした事例が全日本民医連の調べで2018年全国では77事例、山梨県では7事例、うち4事例が笛吹市内医療機関から報告されています。山梨での7事例を見ると、病院に受診や相談で訪れた時点で、7人中5人は無保険の状態で、うち3人は国保税の滞納によって保険証が発行されていませんでした。別の2人は、仕事や居住地が変わったときに国保加入の手続きをしなかったためでした。

そして、この7事例のうち、5事例が無料定額診療での受診でした。

この手遅れ死亡事例の問題点として、ソーシャルワーカーが次の点を挙げています。

まず1つ目は、不況による事業不振や倒産、失業、不正規労働による不安定な生活、低年金、低所得、介護離職、社会的な孤立や排除など、社会的要因です。

2つ目は、国保税滞納者に対する措置の問題です。例えば長期に国保税を滞納した世帯は、有効期限が1カ月の短期保険証に置き換えられることがあることや、その短期保険証も本人や世帯に直接渡されず、納税相談や滞納の一部を納入することを条件にして、役所に留め置かれることがあること、長期滞納のまま放置すると、保険証の代わりに、資格証明書が発行され、受診時は医療費の本人負担が一時的に10割となること。また、国保税滞納者には入院時に限度額適用認定証が発行されない場合があると指摘しています

3つ目として、困窮者に対する行政の対応を挙げています。生活に困り、税金も医療費も払えない状態になって役所に相談に行くと、生活相談には乗ってもらえず、滞納の支払いを求められ、生活困窮者のための相談窓口につながるものが少ないと感じていると言います。

窓口にて、滞納分をすべて払わないと保険証が出せませんと言われ、困ったまま無保険状態になっていた事例もあったそうです。

これらは、民営の病院とつながって把握できた事例であり、県内および全国の医療機関の中で考えると氷山の一角です。

国保の状況、構成はどうなっているのでしょうか。

厚労省ホームページ、2019年6月3日アップの「わが国の医療保険について」の表「各

保険者の比較」で明らかにされています。

後期高齢者医療制度を除く4保険者で比較しますと、加入者の特徴は協会けんぽ、組合健保、共済組合の加入者平均年齢が30代であるのに対し、国保は51.5歳と高齢であり、65歳から74歳の割合も37.8%で高くなっています。

加入者1人当たりの平均所得では、協会けんぽが142万円、国保が86万円と協会けんぽの6割にすぎません。加入者1人当たりの医療費では、ほかの医療保険が14万9千円から16万7千円であるのに比べ、国保は33万3千円と約2倍になっています。

一方、所得に占める保険税負担率は9.9%と、ほかの医療保険に比べ、1.3倍から1.7倍になります。これは2015年のデータであり、現在負担率は10%を超えています。国保には均等割があるため、4人家族以上では多くの世帯で負担率が20%を超えることになります。

今回の笛吹市国保税改定・引き上げは、この厳しい状況に追い打ちをかけるものです。つきましては、以下伺います。

まず、国保の現状と問題点についてですが、国保加入世帯数、滞納世帯数、滞納世帯の割合、短期証発行世帯数、資格証発行世帯数うち留め置き数、差し押さえ件数、換価件数、分納世帯数をお示してください。

病気のため受診するのに、保険証が必要であるのに、滞納額が払えず、分割納付の見通しも立たない方に対しても、まずは保険税を払うことを求められると聞きます。まずは保険証を交付すべきではないでしょうか。

差し押さえ財産も分納できる収入見込みもない方の滞納処理についてお聞きします。

笛吹市内に住むAさんは70歳代で、給与収入が月12万円、ガンを患っており医療費が月数万円かかっています。入院し、手術を受けたときには、働くことができなかつたため、国保税を払うことができず、今も延滞金が数十万円残っています。

差し置させできるような財産はなく、医療費がかかるため、最低限度の生活を保障できる収入もありません。督促状が来るたびに恐ろしい思いをしているということです。こうした方の滞納処分はどうしているのでしょうか。滞納処分の執行停止を行うべきではないかと考えますが、どうでしょうか。

市のホームページで限度額適用認定証の交付を受けるためには、国保税を完納していることが条件になると書かれています。しかし、病気など特別な事情がある場合は、限度額適用認定書を交付すべきであり、それを明記すべきではないかと考えますがいかがでしょうか。

2月議会における国保税条例改定の問題点と改善について伺います。

今回の改定は、1世帯平均7%の値上げですが、値上げになる世帯、値下げになる世帯はそれぞれ何%でしょうか。値上げ世帯は資産が少なく、子育て世代など被保険者の多い世帯だと思うのでしょうか。

30年度から水道料・下水道料の引き上げに続く今年度の国保税の値上げ、さらに10月には国において消費税引き上げも予定されています。増税や使用料の増加が続く現状は、市民にとって極めて厳しいと思いますが、どのように考えているのでしょうか。

今回の改定の一の問題は均等割を29.7%と大幅に引き上げたことだと思います。子育て世代など多人数世帯に大変厳しい引き上げです。子育て支援に逆行しているのではないのでしょうか。

全国各地で子どもの均等割の減免が始まっています。この点について、笛吹市の見解を伺います。笛吹市でも子どもにかかる均等割の減免を行ってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

2014年に全国知事会が国保に公費1兆円を増額することで、国保税を協会けんぽ並みの負担率にすることを国に要求しています。また、全国市長会も2018年に国庫負担割合の引き上げ、低所得者層に対する負担軽減策の拡充、子どもにかかる均等割額の軽減を提言しています。私たち日本共産党はこれらの提言、公費1兆円増額の提言に賛成し、特に均等割・平等割を廃止して、国保税を協会けんぽ並みに引き下げを求めています。国に対して、1兆円公費増額、均等割・平等割を廃止し、国保税を協会けんぽ並みに引き下げをを一層強く国に働きかけてほしいと思いますが、どうでしょうか。市においては、せめて均等割・平等割を元に戻すべきだと思いますが、どのように考えているのでしょうか。

以上、質問といたします。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮昭夫君）

河野智子議員の一般質問にお答えします。

まず、国保の現状と課題についてです。

国保加入世帯、滞納世帯などの状況について、いずれも本年5月末現在の状況ですが、国保加入世帯数は1万726世帯、このうち滞納世帯数は707世帯で、滞納世帯の割合は6.6%です。

分納世帯数は166世帯、短期証発行世帯数は456世帯、資格証発行世帯は251世帯、このうち資格者証の留め置きはございません。

また、平成30年度実績になりますが、差押さえ件数は114件で、うち換価件数は48件でした。

受診が必要な滞納者への保険証の交付について、滞納額が払えない、分割納付もできないといった方であっても、生活状況、病状などを伺った上で、今後の生活支援等も含め、庁内の関係課と連携しながら、保険証交付の必要性を判断しています。

差押え財産も収入の見込みもない方の滞納処理について、国税徴収法により、滞納者の生活保護、準要保護の観点から、差押え禁止財産が決められていますので、本市では法令を遵守し、滞納処分を行っています。

また、徴税吏員である収税課職員が調査を行い、地方税法第15条の7に則り、滞納処分する財産がないときや生活を著しく圧迫させる恐れがある事実が認められるときには、執行停止を行っています。

滞納者への限度額認定証の交付について、原則として、国保税を完納していることが条件となっていますが、病気など特別な事情が確認できる場合には、相談をいただく中で、限度額認定証を交付しています。

なお、ホームページ掲載記事については、この点が市民に分かりやすいよう工夫していきます。

次に、2月議会における国保税条例改正の問題点と改善についてです。

税率改定による国保税引き上げ世帯等の割合について、今回の税率改定に伴う国保税の引き上げ状況については、7月の本算定に向けた試算によりますと、引き上げになる世帯は約74%、現状維持が約1%、引き下げになる世帯は約25%と見込んでいます。

引き上げとなる世帯は、資産が少なく、子育て世帯に多いのではという問いについては、所得割の改定による影響もございましたので、一概に申し上げられません。

国保税の改定による市民生活への影響については、医療費の増加、被保険者数の減少が進む中、国保の健全運営を持続的に進めていくためには、被保険者から応分の負担をいただくことは必要であると考えています。

子どもにかかる均等割の減免を行ったかどうかについては、すべての被保険者に公平に一定の負担をしていただくという趣旨で現在の国保制度が成り立っている現状では、子どもにかかる均等割の減免は考えていません。

これまでどおり、保健福祉、教育などの分野で、しっかり子育て支援を進めていきたいと思えます。

なお、市としても、子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもにかかる均等割を軽減するような支援策の創設について、市長会を通じて国に要望しています。

1兆円公費増額による国保税の引き下げおよび均等割・平等割の廃止に向けた要望については、前問と同様に、市としても、市長会を通じて、国保の安定かつ持続的な運営ができるよう、国の財政措置の拡充を要望しています。

なお、均等割・平等割については、現在の国保運営が応能負担と応益負担の構成割合が50対50を標準として制度設計されていることから、国県の財政支援が拡充されていない限り、この引き下げは難しいと考えています。

以上、答弁とします。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありませんか。

河野智子君。

○3番議員（河野智子君）

ありがとうございました。滞納者が病気の際には保険証を発行してほしいということについてなんですけども、2009年の日本共産党の小池晃参議院議員が出した質問主意書に対する政府答弁書、厚労省事務連絡によって、医療の必要性が生じ、かつ医療機関への医療費の一時払いが困難であるとの申し出があったら、保険料を納付できない特別な事情に準ずる状況と考えられるので、緊急的対応として短期保険証を交付できることとされています。

市の窓口では、命を最優先の立場での対応をお願いしたいと思いますが、どのように考えますでしょうか。

○議長（中村正彦君）

答弁を雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮昭夫君）

緊急的にその医療の必要性が生じた際にはご相談をいただく中で、国保税を納付できない特別な事情が確認できる場合は、保険証の交付を行っております。

以上です。

○議長（中村正彦君）

質疑および質問はありますか。

河野智子君。

○3番議員（河野智子君）

限度額適用認定証についてですけれども、先ほど必要があるときは交付されているということでした。厚労省は2007年2月28日に70歳未満の者の限度額適用認定証の交付に関する事務取扱の通達として、限度額適用認定証は申請を行った被保険者が属する世帯の世帯主に保険料の滞納がないことを確認できる場合に限り行うものとする。

ただし保険料の滞納があることについて、特別の事情がある場合、および保険者が適当と認めた場合は、認定を行うものとする。限度額適用認定証の交付を行わなかった場合は、被保険者に対し、その理由および当該理由が解消されれば交付を行うことができるので、再度申請を行うこと等について、十分な説明を行うこととされています。

この滞納されない方に対して、通達にあるように十分な説明を行っているのかどうかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（中村正彦君）

当局の答弁を求めます。

雨宮市民環境部長。

○市民環境部長（雨宮昭夫君）

限度額適用認定証の交付についてですけれども、滞納者であっても災害、病気など、特別な事情が確認できる場合には認定証の交付を行っています。

交付できない方に対しましても十分説明を行い、交付できない理由の解消に向けた相談にも乗っております。議員からご指摘のあった通達のとおり、適正に運用しているものと考えております。

以上です。

○議長（中村正彦君）

河野智子君。

○3番議員（河野智子君）

笛吹市において、約1万の国保世帯のうち、707世帯が滞納しており、資格証発行世帯が多くあるということでしたけれども、このような家庭では病気になっても、受診料の心配をして、受診を控えるということが大いに考えられます。

誰もが安心して医療を受けられる国民皆保険制度が機能していないと言えるのではないのでしょうか。

また、重症化してからの受診では、民医連から報告された手遅れ死亡事例のようなことも心配されます。国保税が払えず、受診できないという状況は、あってはならないと思います。市民の命を守るという観点からも、病気になった場合は、資格証ではなくて短期保険証を発行し、受診できるようにしてほしいと思います。

7月には、今年度の納付書が各家庭に配布されますけれども、ほとんどの家庭が国保税の改定により値上げをしているわけですから、金額を見て驚く家庭が多いのではないのでしょうか。値上げにより、さらに滞納世帯が増えるのではないかと心配されます。

国保世帯は高齢者が多く、収入が少ないにもかかわらず、ほかの被用者保険に比べ、保険料

の負担率が高くて払うのが大変です。昨年度は上下水道が値上げされ、今年の春には多くの食品が値上げされました。

年金2千万円問題が話題となっていますが、多くの高齢者は年金だけでは生活ができず、65歳を過ぎて働いている方もいれば、貯金を取り崩して生活している方もいます。

そして、10月には消費税増税が予定されています。増税されれば市民の生活はますます厳しくなります。一般会計からの繰り入れを行い、国保税を下げること、子どもの均等割の減免、また市独自の減免制度導入など、加入者の負担を減らす対策を考えていただくことをお願いいたします。私の質問を終わります。

○議長（中村正彦君）

以上で、河野智子君の質疑および質問を終了いたします。

ただいま議題になっております議案第46号から議案第64号までの19案については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託をいたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開を2時55分といたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時55分

○議長（中村正彦君）

再開いたします。

ただいま、市長より追加議案1件が提出されました。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり日程を追加いたします。

○議長（中村正彦君）

これより日程第3 議案第65号を議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

今回、追加提案します補正予算案について、概略を説明いたします。

議案第65号 「令和元年度笛吹市一般会計補正予算（第2号）について」ですが、これは笛吹みんなの広場整備事業において、年度内の事業完了が困難となったため、繰越明許費の追加をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、ご議決いただきますよう、お願いいたします。

○議長（中村正彦君）

これより日程第3 議案第65号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題になっております議案第65号については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明日6月25日から7月2日までは議案調査のため、休会といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、明日6月25日から7月2日までは休会とすることに決定いたしました。

次の本会議は7月3日、午後2時半から再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時58分

令和元年

笛吹市議会第2回定例会

7月3日

令和元年笛吹市議会第2回定例会

1. 議事日程(第3号)

令和元年7月3日
午後 2時30分開議
於 議 場

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 議案第46号 | 笛吹市森林経営管理基金条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第47号 | 笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第48号 | 笛吹市職員給与条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第49号 | 笛吹市特別会計条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第50号 | 笛吹市健康増進施設条例及び笛吹市みさかふれあい交流センター条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第51号 | 笛吹市水道法施行条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第52号 | 笛吹市学校給食センター条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第53号 | 笛吹市消防手数料条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第54号 | 笛吹市火災予防条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第55号 | 令和元年度笛吹市一般会計補正予算(第1号)について |
| 日程第11 | 議案第56号 | 令和元年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第12 | 議案第57号 | 令和元年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第13 | 議案第58号 | 令和元年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について |
| 日程第14 | 議案第59号 | 令和元年度笛吹市水道事業会計補正予算(第1号)について |
| 日程第15 | 議案第60号 | 令和元年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算(第1号)について |
| 日程第16 | 議案第61号 | 令和元年度笛吹市森林経営管理特別会計予算について |
| 日程第17 | 議案第62号 | 動産の取得について(災害対応特殊救急自動車等購入) |
| 日程第18 | 議案第63号 | 市道廃止について |
| 日程第19 | 議案第64号 | 市道認定について |
| 日程第20 | 議案第65号 | 令和元年度笛吹市一般会計補正予算(第2号)について |
| 日程第21 | 請願第1号 | 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書 |
| 日程第22 | 請願第2号 | 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書 |
| 日程第23 | 議案第66号 | 人権擁護委員の候補者の推薦について |

- 日程第24 同意第8号 大積寺山恩賜有財産保護財産区管理会委員の選任について
日程第25 同意第9号 兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について
日程第26 発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
日程第27 発議第2号 教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担
制度拡充を図るための意見書の提出について
日程第28 閉会中の継続審査について

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	河 阪 昌 則	2番	武 川 則 幸
3番	河 野 智 子	4番	保 坂 利 定
5番	神 澤 敏 美	6番	古 屋 始 芳
7番	神 宮 司 正 人	8番	岩 沢 正 敏
9番	荻 野 謙 一	10番	北 嶋 恒 男
11番	野 澤 今 朝 幸	12番	海 野 利 比 古
14番	渡 辺 清 美	16番	小 林 始
17番	前 島 敏 彦	19番	川 村 惠 子
20番	中 川 秀 哉	21番	中 村 正 彦

3. 欠席議員

18番 渡 辺 正 秀

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市 長	山 下 政 樹	副 市 長	雨 宮 寿 男
教 育 長	小 澤 紀 元	総 務 部 長	須 田 徹
総合政策部長	深 澤 和 仁	会 計 管 理 者	石 原 和 加 子
市民環境部長	雨 宮 昭 夫	保 健 福 祉 部 長	飯 島 尚 美
福祉事務所長	赤 尾 好 彦	産 業 観 光 部 長	小 宮 山 和 人
建 設 部 長	標 博 司	公 営 企 業 部 長	須 田 富 士 男
教 育 部 長	宇 佐 美 正 博	総 務 課 長	雨 宮 和 博
政 策 課 長	西 海 好 治	財 政 課 長	返 田 典 雄
消 防 長	福 嶋 一 仁	代 表 監 査 委 員	横 山 祥 子
農業委員会会長	赤 岡 勝 廣		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	青 山 好 英
議 会 書 記	霜 村 直 人
議 会 書 記	横 山 慶

○議長（中村正彦君）

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議においても議場内での上着の着用は、個人の判断に委ねます。

直ちに日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

報告事項を申し上げます。

本日、渡辺正秀君より欠席届が提出され、これを受理しましたので報告いたします。

○議長（中村正彦君）

日程第1 議案第46号から日程第20 議案第65号までを一括議題といたします。

本案については今定例会初日、6月14日および6月24日に上程され、その後の各常任委員会に審査を付託してありますので、それぞれの常任委員長から審査の結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会に付託してあります案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務常任委員長、岩沢正敏君。

○総務常任委員長（岩沢正敏君）

議長より、総務常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

去る、6月24日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、6月26日、27日の2日間の日程により委員会を開会し、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第48号 「笛吹市職員給与条例の一部改正について」

総務部総務課の審査において、本条例改正の提出が前回の平成31年第1回定例会に間に合わなかった経過の説明と、本改正により福祉事務所長が保健福祉部次長を兼務することとなり、一般行政職における次長級は、保健福祉部次長だけである旨の説明がありました。

委員からは、人事や組織の変更に関しては、総合的な部分を考慮した計画を立て、例規の整備を含めた準備についても、計画的に進めていただきたいとの意見がありました。また、課長級の中の「困難な業務を所掌する課長」についても、次長級とすることを検討してもらいたいとの意見も出されました。

議案第54号 「笛吹市火災予防条例の一部改正について」

消防本部予防課の審査において、法令違反の防火対象物があった場合の公表方法に関する質問があり、現時点では、消防本部での閲覧のほか、市のホームページへの掲載を考えているとの説明がありました。

議案第55号 「令和元年度笛吹市一般会計補正予算（第1号）について」

総合政策部企画課の審査では、プレミアム付商品券の購入対象者に関する質問があり、低所得者分を1万2千人、子育て世帯分を1,600人と見込んでいるとの説明がありました。

なお、利用できる店舗・事業所の選定については、公募により登録されること、また、商品券の利用期間については、制度が開始される本年10月から、来年2月末までを予定しているとの説明がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等についてご報告いたしました。

なお、平成30年請願第3号「核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書採択についての請願」については、継続審査となりました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第47号 笛吹市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第48号 笛吹市職員給与条例の一部改正について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第49号 笛吹市特別会計条例の一部改正について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第50号 笛吹市健康増進施設条例及び笛吹市みさかふれあい交流センター条例の一部改正について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第53号 笛吹市消防手数料条例の一部改正について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第54号 笛吹市火災予防条例の一部改正について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第55号 令和元年度笛吹市一般会計補正予算（第1号）について、総務部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

総合政策部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

会計課所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

消防本部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議会事務局所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第62号 動産の取得について（災害対応特殊救急自動車購入）、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第65号 令和元年度笛吹市一般会計補正予算（第2号）について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

○議長（中村正彦君）

以上で総務常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。

この際、申し上げます。

議案第55号「令和元年度笛吹市一般会計補正予算（第1号）について」につきましては各常任委員会に分割付託してありますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第47号から議案第49号および議案第53号から議案第54号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本5案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本5案についての委員長報告は可決です。

本5案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第47号から議案第45号および議案第53号から議案第54号は原案のとおり可決されました。

議案第50号を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これより議案第50号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議案第65号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案についての委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議案第62号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案についての委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に教育厚生常任委員会に付託してあります案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

教育厚生常任委員長、神澤敏美君。

○教育厚生常任委員長(神澤敏美君)

議長より、教育厚生常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

去る、6月24日の本会議において、本委員会に付託されました議案審査について、6月26日、27日の2日間の日程により委員会を開会し、全委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第55号「令和元年度笛吹市一般会計補正予算(第1号)について」では、保健福祉部の子育て支援課の審査では、歳入の諸収入、民生費雑入、石和東子ども園駐車場使用料(下半期分)についておよび、保育総務事業の委託料、旧石和第三保育所駐車場用地測量業務委託の内容について、さらに詳細な説明を求めたところ、2軒の市営住宅、防火水槽、貸し出す駐車場とを分筆し、貸し出す部分についての741平方メートルを笛吹市行政財産使用料条例に基づき、借地料を計算し、10月から貸し出すため、年間の金額の半分についての使用料であるとの回答がありました。

市民環境部の環境推進課の審査において衛生費、衛生総務費、負担金補助及び交付金の公衆浴場施設改善費補助金について、対象となる公衆浴場施設とはどのようなものかとの問いに対し、県の条例で定められた施設であり山梨県内に12施設あり笛吹市内においては1施設であるとの回答がありました。

教育委員会の生涯学習課の審査では、文化振興事業、負担金、補助及び交付金「ふえふき子ども狂言教室」について、どのような子どもたちを対象にするのかとの問いに対し、市内の学校にて狂言の先生による授業を行い、小中学生を20名募集して稽古および発表会を行うとの回答がありました。

また、委員より、最近小学生の登下校中の痛ましい事件が発生していることについて、笛吹市においても、もう一度、登下校中の、通学路の安全対策について、十分注意を払うようにとの意見がありました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第52号 笛吹市学校給食センター条例の一部改正について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第55号 令和元年度笛吹市一般会計補正予算(第1号)について、保健福祉部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

市民環境部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

教育委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第56号 令和元年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第57号 令和元年度笛吹市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第58号 令和元年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、教育厚生常任委員会委員長報告といたします。

○議長（中村正彦君）

以上で教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第55号につきましては、先ほど申し上げたとおり各常任委員会に分割付託しておりますので、3常任委員長の報告終了後に討論および採決を行います。

議案第52号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案についての委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議案第56号から議案第58号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本3案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本3案についての委員長報告は可決であります。

本3案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第56号から議案第58号は原案のとおり可決されました。

続いて建設経済常任委員会に付託しております案件について、委員長から審査結果の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、前島敏彦君。

○建設経済常任委員長（前島敏彦君）

議長より、建設経済常任委員会に係る審査結果の報告を求められましたので、報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託されました議案について、6月26日および27日の2日間の日程により委員会を開会し、委員出席のもと、関係当局の出席を求め審査いたしました。

審査にあたり、質疑・意見等がありましたので、主なものを報告いたします。

議案第55号 「令和元年度笛吹市一般会計補正予算（第1号）について」

産業観光部農林振興課の審査では、「農業近代化施設整備事業、強い農業・担い手づくり総合支援補助金及び集出荷施設整備事業費補助金」の追加補正の審査にあたり、今回整備する御坂統合共選所について、どのような効果を期待できるか、尋ねたところ、この施設の建設により、糖度保障された高品質な桃を市場に対して安定供給でき、取引単価の上昇が期待できる。また、一宮西統合共選所建設後の効果として、系統出荷する組合員が増えた。御坂統合共選所においても同様の効果が期待できるとの回答がありました。

建設部土木課の審査では、「砂原橋架替事業」14節使用料及び賃借料の追加補正の審査に当たり、借地場所と面積について、尋ねたところ、借地場所は、笛吹川左岸側の地権者2名、3筆の農地で、面積は1,924平方メートル、3筆のうち一番大きい土地の面積は1,389平方メートルですとの回答がありました。

なお、6月26日には、議案第63号、第64号の「市道廃止・認定について」に伴う現地調査を行いました。

以上、主な説明および質疑・意見等について報告いたしました。

それでは、審査結果を申し上げます。

議案第46号 笛吹市森林経営管理基金条例の制定について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第51号 笛吹市水道法施行条例の一部改正について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第55号 令和元年度笛吹市一般会計補正予算（第1号）についてのうち、産業観光部および農業委員会所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

建設部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

公営企業部所管項目について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第59号 令和元年度笛吹市水道事業会計補正予算（第1号）について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第60号 令和元年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第61号 令和元年度笛吹市森林経営管理特別会計予算について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第63号 市道廃止について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

議案第64号 市道認定について、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定。

以上、建設経済常任委員会委員長報告といたします。

○議長（中村正彦君）

以上で建設経済常任委員長の報告は終わりました。

これより討論および採決を行います。議案第55号につきましては、先ほど申し上げたとおりであります。

議案第46号および議案第51号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本2案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本2案についての委員長報告は可決であります。

本2案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第46号および議案第51号は原案のとおり可決されました。

議案第59号から議案第61号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本3案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本3案についての委員長報告は可決であります。

本3案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第59号から議案第61号は原案のとおり可決されました。

議案第63号および議案第64号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本2案については討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本2案についての委員長報告は可決であります。

本2案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第63号および議案第64号は原案のとおり可決されました。

以上で各常任委員会に付託いたしました議案の採決が終了いたしました。

これより各常任委員会に分割付託いたしました議案第55号「令和元年度笛吹市一般会計補正予算（第1号）について」を議題とし、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これより議案第55号の採決を行います。

本案に対する3常任委員会の委員長報告は、すべて可決であります。

原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

○議長（中村正彦君）

次に日程第21 請願第1号を議題といたします。

本件については、審査を総務常任委員会に付託いたしました。

審査の結果について、委員長から報告を求めます。

総務常任委員長、岩沢正敏君。

○総務常任委員長（岩沢正敏君）

本委員会に付託された請願について次のとおり決定いたしましたので、ご報告いたします。
会議規則第133条第1項の規定により報告をいたします。

令和元年請願第1号

令和元年6月14日付託

国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書については、委員より消費税増税分はその財源を使って、教育などのさまざまな社会保障の財源等として活かされる。またプレミアム付商品券事業、住宅ローン減税の控除期間の延長、自動車関連の税制も見直されており、軽減税率を含め国の施策としての対応もあるため、この請願書の内容としては不採択との意見がありました。

採決の結果、採択0名、不採択5名となり不採択すべきものと決定をいたしました。

以上でございます。

○議長（中村正彦君）

以上で総務常任委員長の報告は終わりました。

請願第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これより請願第1号の採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件は、この請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 少 数 ）

起立少数であります。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

○議長（中村正彦君）

次に日程第22 請願第2号を議題といたします。

本件については、審査を教育厚生常任委員会に付託いたしましたので、審査の結果について委員長から報告を求めます。

教育厚生常任委員長、神澤敏美君。

○教育厚生常任委員長（神澤敏美君）

本委員会に付託されました請願は次のとおり決定したので、会議規則第133条第1項の規定により報告いたします。

令和元年請願第2号

令和元年6月14日付託

教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書については、採決の結果、採択5名、不採択0名となり採択すべきものと決定いたしました。

以上でございます。

○議長（中村正彦君）

以上で教育厚生常任委員長の報告は終わりました。

請願第2号の討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これより請願第2号の採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、この請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

後ほど日程を追加し、意見書の提出について議題といたします。

ここで暫時休憩といたします。

再開を3時15分といたします。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時15分

○議長（中村正彦君）

再開いたします。

ただいま、市長より追加議案1件および同意案件2件が提出されました。また、会議規則第133条第1項および第2項の規定に基づき議員より発議2件が提出されました。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり日程を追加いたします。

○議長(中村正彦君)

これより日程第23 議案第66号から日程第25 同意第9号までを一括議題とし、提出議案に対する要旨説明を求めます。

市長、山下政樹君。

○市長(山下政樹君)

今回、追加提案します議案3件について、概略をご説明申し上げます。

はじめに議案第66号 「人権擁護委員の候補者の推薦について」です。

人権擁護委員1名が9月末日をもって任期満了となることに伴い、その候補者の推薦について人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

候補者については、御坂町在住の岡美千也氏です。岡氏は新任で、任期は10月1日から3年間です。

続きまして同意第8号 「大積寺山恩賜有財産保護財産区管理会委員の選任について」です。

委員の改選に伴い、新たに委員として中山昇午氏、降矢清治氏の2名の選任について、地方自治法第296条の4第1項および大積寺山恩賜有財産保護財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

続きまして同意第9号 「兜山外五山恩賜有財産保護財産区管理会委員の選任について」です。

委員の改選に伴い、新たに委員として三枝幸雄氏の選任について、地方自治法第296条の4第1項および兜山外五山恩賜有財産保護財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

なお、経歴等についてはそれぞれの案件の末尾にあります参考資料のとおりであります。よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(中村正彦君)

市長の説明が終わりました。

これより議案第66号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第66号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第66号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより議案第66号の討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これより議案第66号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に同意第8号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております同意第8号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第8号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより同意第8号の討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これより同意第8号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第8号は原案のとおり同意することに決しました。

次に同意第9号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております同意第9号については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第9号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより同意第9号の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これより同意第9号の採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、同意第9号は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（中村正彦君）

日程第26 発議第1号を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

岩沢正敏君。

○8番議員（岩沢正敏君）

発議第1号

令和元年7月3日 提出

笛吹市議会議長 中村正彦殿

提出者

笛吹市議会議員 岩沢正敏

賛同者

笛吹市議会議員 神澤敏美

〃 前島敏彦

新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

上記意見書を、笛吹市議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要であるため本意見書を提出するものである。

意見書の内容につきましては、お手元の議案書のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（中村正彦君）

お諮りいたします。

本件については、質疑・討論および会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、発議第1号は質疑・討論・委員会付託を省略することに決定しました。

これより、発議第1号の採決を行います。
本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
(起立全員)
起立全員であります。
よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。
追って、意見書を関係機関に送付いたします。

○議長(中村正彦君)

日程第27 発議第2号を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

神澤敏美君。

○5番議員(神澤敏美君)

発議第2号

令和元年7月3日 提出

笛吹市議会議長 中村正彦殿

提出者

笛吹市議会議員 神澤敏美

賛同者

笛吹市議会議員 岩沢正敏

〃 前島敏彦

教職員定数改善、少人数学級推進、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について

上記意見書を、笛吹市議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由

計画的な教職員定数改善を推進し、少人数学級の推進を図り教育の機会均等や水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持し、国による教育予算の拡充とゆたかな教育環境を整備する必要があるため、本意見書を提出するものである。

意見書につきましては、お手元の議案書のとおりでございます。

以上でございます。

○議長(中村正彦君)

お諮りいたします。

本件については、質疑・討論および会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、発議第2号は質疑・討論・委員会付託を省略することに決定しました。

これより、発議第2号の採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

追って、意見書を関係機関に送付いたします。

○議長（中村正彦君）

日程第28 「閉会中の継続審査について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、リニア対策特別委員長より閉会中の継続審査の件が提出されております。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配布のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本件については各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査と決しました。

以上で、本定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

市長より閉会に際し、あいさつの申し出がありますのでこれを許します。

市長、山下政樹君。

○市長（山下政樹君）

令和元年第2回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会は、6月14日から本日まで20日間の日程で開催されました。議員各位におかれましては、本会議および各委員会を通じ慎重なるご審議をいただき、感謝いたします。

また、一般質問におきましては、市政の各分野について多数のご質問をいただきましたが、現状の課題を認識し、市政発展のため活かしていく考えですので、一層のご協力をお願い申し上げます。

さて、学校教育の分野でうれしい報告が2つあります。

まず4月23日に、石和東小学校が「平成31年度子どもの読書活動優秀実践校」として文部科学大臣から表彰を受けました。年齢が異なる集団による仲良し読書や地域ボランティアによる読み聞かせなど、長年の取り組みが評価されました。

また6月12日には、富士見小学校が「令和元年度地域環境美化功績者」として、環境大臣から表彰を受けました。児童、教職員および地域が一体となって、平成元年から取り組んできた環境美化活動が評価されました。

両校の関係者の皆さまに心からお祝いを申し上げます。

いよいよ、桃の出荷が本格的に始まりました。今年度は、春先の低温や降雹被害の影響を心配していましたが、玉張りがよく食味がよいとのことで、良質な桃を消費者に提供できていると伺っております。

6月20日、21日には市議会議長、建設経済常任委員会の皆さまとともに東京大田市場において笛吹市産フルーツの味と魅力を宣伝してまいりました。

昨日は、副市長、市議会副議長、建設経済常任委員長、農業委員会会長を中心に大阪本場市場のほか大手百貨店において関西地域での消費拡大宣伝を展開してまいりました。

また8月7日から10日まで、新たな販路拡大のため、シンガポールの大型百貨店を中心にトップセールスを行う予定となっております。

市内で生産された桃やブドウを笛吹ブランドとして売り込むため、今年もJAふえふきやJAフルーツ山梨と連携し、トップセールスにより積極的にPRをしてまいります。

今年も笛吹市夏まつりが7月20日から始まります。笛吹川石和鵜飼では、独特な漁法である徒歩鵜の実演と体験イベントが好評であり、今年も鵜匠と同じ衣装での体験を予定しています。

さらに、例年好評の石和温泉鵜飼花火、甲斐いちのみや大文字焼きおよびかすがい笈形焼きは夏の夜空を彩る風物詩として夏まつりを盛り上げ、夏まつりのフィナーレを飾る石和温泉花火大会では、1万発の花火と臨場感あふれるアトラクションを実施し、ほかでは見られない幻想的な空間の演出を企画しています。

市民の皆さまはもとより、県内外からおおぜいの来場者を見込んでいます。

東京オリンピック開会式まで、残すところ1年となりました。聖火リレーの山梨県ルートの発表があり、来年の6月27日、28日の2日間、県内を聖火が通過し、本市は2日目のスタート地点となっています。

今月1日から聖火ランナーの募集が始まっており、今後さらなる盛り上がり期待されます。

選挙期日を7月21日とする参議院議員通常選挙が、明日公示されます。若い世代が政治から遠ざかる傾向にある中で、いずれ社会の担い手になるという意識を持っていただき、主体的に政治に関わる若者が増えてほしいと願うところであります。

市としても投票率のアップにつながるよう取り組みを進めてまいります。

結びに梅雨本番を迎え、体調を崩しやすい時期となりました。議員各位ならびに市民の皆さまにおかれましては、熱中症など健康に十分ご留意をいただき、引き続き本市の発展のため、ご活躍されることを祈念し、閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（中村正彦君）

以上をもちまして、令和元年笛吹市議会第2回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 3時36分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

笛吹市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	青山好英
議会書記	霜村直人
議会書記	横山慶